

令和7年 第4回

身延町議会定例会会議録

令和7年12月 8日 開会

令和7年12月12日 閉会

山梨県身延町議会

令和 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 8 日

令和7年第4回身延町議会定例会（1日目）

令和7年12月8日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 議案第77号 身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第78号 身延町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第7 議案第79号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第80号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第81号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第82号 峡南広域行政組合格約の変更に関する協議について
- 日程第11 議案第83号 訴えの提起について
- 日程第12 議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第13 議案第85号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第86号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第87号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 議案第88号 令和7年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 議案第89号 令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 議案第90号 令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第91号 令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第92号 令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第21 議案第93号 令和7年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第22 議案第94号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第23 議案第95号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第24 議員派遣の件

2. 出席議員は次のとおりである。(12人)

1番	遠藤一彦	2番	望月俊
3番	羽賀勝之	4番	山下利彦
5番	佐野昇	6番	深山光信
7番	市川司	8番	佐野知世
9番	伊藤雄波	10番	上田孝二
11番	遠藤公久	12番	伊藤達美

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 会議録署名議員(3人)

4番	山下利彦	5番	佐野昇
6番	深山光信		

5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基				
教	育	長	馬場 泰	総務課長	深沢 泉			
総	務	課	主幹	佐野 吏	会計管理者	笠井 和美		
企	画	政	策	課	長	高野 修	交通防災課長	天野 芳英
財	政	課	長	幡野 弘	税務課長	伊藤 剛		
町	民	課	長	曾谷 英輝	福祉保健課長	松田 宜親		
観	光	課	長	青嶋 浩二	子育て支援課長	遠藤 仁		
産	業	課	長	若狭 秀樹	建設課長	佐野 彰		
土	地	対	策	課	長	深沢 暢之	環境課長・上下水道課長	笠井 健一
身	延	支	所	長	加藤 千登勢	下部支所長	望月 融	
施	設	整	備	課	長	佐野 美秀	学校教育課長	望月 俊也
生	涯	学	習	課	長	石部 直樹		

6. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (1人)

録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○総務課長（深沢泉君）

相互にあいさつを交わしたいと思います。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（伊藤達美君）

本日は大変ご苦労さまでございます。

令和7年第4回身延町議会定例会に議員各位、ならびに町長はじめ執行部各位には、ご出席をいただき大変ご苦労さまであります。

本定例会に提出をされます諸議案は、いずれも重要な内容を有するものでございます。

議員各位におかれましては、慎重な審議ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は、議事日程第1号により執り行います。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によりまして、

4番 山下利彦君

5番 佐野 昇君

6番 深山光信君

を指名いたします。

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から12月12日までの5日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月12日までの5日間と決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出をされております案件は、お手元に配布のとおり条例案が5件、広域行政組合規約の変更協議が1件、訴えの提起が1件、補正予算案が12件、計19件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき、出席通知のありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布をいたしましたとおりであります。

また、今定例会までに受理した請願は1件であります。

お手元に配布をいたしました請願第4号「請願文書表」のとおりであります。

請願は、所管の総務産業建設常任委員会に付託いたしますので、常任委員会での審議をよろしく願いいたします。

次に、9月定例会以降の議会関係の諸行事につきましては、お手元への配布により報告いたしますので、ご了承をお願いいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告並びに議案の説明について

町長の報告、ならびに説明を求めます。

望月町長。

○町長（望月幹也君）

改めまして、おはようございます。

令和7年第4回身延町議会定例会の開会にあたり、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げます。

さて、令和7年10月26日執行の身延町議会議員一般選挙におきまして、ご当選の栄に浴された12名の議員の皆さまに、改めまして心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

また、11月6日の第2回身延町議会臨時会において、伊藤達美議長ならびに遠藤公久副議長の選出と各常任委員会等の構成が決まり、本日、新しい議会構成の中での身延町議会定例会の開催であります。町政をつかさどる私ども執行部といたしましても、議員の皆さま方と共に町民福祉の更なる向上に努めてまいりたいと思う次第であります。

本年を振り返ってみますと、本町の魅力を発信するとともに、地域の活性化、交流人口の増加に大いに期待できる施設とイベントが加わり、新たなステージが展開された年であったと考えております。

4月18日に「道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク」が、地域文化を楽しむ総合テーマパークとしてグランドオープンいたしました。伝統工芸の和紙の魅力を体感する「かみすき館」、地域の文化が交流する「ふれあい館」、山梨の風土を味わう「たべもの館」など、子どもも大人も楽しむことができ、新たな観光・交流拠点として賑わっております。今後もさらに来訪者の方に満足していただけるよう、充実した施設の改善に努めてまいりたいと思います。

今定例会に補正予算もお願いしておりますので、それについてもよろしく願いしたいと思います。

次に、昨年まで実施しておりました「みのぶまつり」に代わるイベントとして、新たに「みのぶフェス」が10月18日に晴天のもと開催されました。

10月は町内の道の駅やゆばの里、さらにあけぼの大豆産地フェアなど、各所で様々なイベントが行われておりますので、こうしたイベントと包括的に連携し、来訪者に「身延の秋」を十分楽しんでいただけたと思っております。

それでは、これより行政報告をいたします。

まず、令和8年度予算編成方針についてであります。

去る11月4日、令和8年度予算編成方針を管理職等へ示すとともに、財政課から事務取扱

要領を提示いたしました。

令和8年度は「第2次総合計画」「デジタル田園都市国家構想総合戦略」が最終年度を迎えることから、まちづくりをさらに進める重要な年度となります。

令和8年度の予算編成につきましては、人口減少や少子高齢化が進展する中、物価高騰や人件費の増加など厳しい環境においても、限られた予算で最大の効果を上げること、持続可能な行政運営を進めることを念頭に、財政規模の適正化と持続可能な体制の確立、事業の選択と集中の徹底、自主財源の確保と財政構造の強化、EBPMおよびPDCAに基づく効果的な行政運営、将来世代に責任ある財政運営の推進を重点目標として取り組む方針であります。

EBPMというのは、あまり聞いたことがないと思うので、ちょっと説明させていただきま。データや合理的根拠に基づいた政策の立案・実行ということのようです。

また、重点施策として、「峡南南部地域の医療再編」、「庁舎移転計画」、「旧身延中学校跡地の利活用」、「広域行政への対応」などについて、段階的に着実に取り組みを進めておりますが、特に医療再編につきましては、飯富病院の経営状況を踏まえ、新たな医療提供体制の構築に向けて、一部事務組合と関係機関による協議が進められております。町民の皆さまのご理解を得ながら、令和9年4月の新たな体制での医療提供開始を目指し、重点的に取り組んでまいります。

今後も、住民サービスの向上と町の発展につながる施策を着実に推進してまいりますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、レイクトラウト釣り大会についてであります。

10月5日（日曜日）に「レイクトラウト釣り大会」が身延町、富士河口湖町、本栖湖漁業協同組合の主催で盛大に開催されました。

ボート釣りの部、岸釣りの部に計180人が参加し、合計で19匹のレイクトラウトが釣り上げられました。グルメイベントでは、4人の料理人が「レイクトラウト」や「ヒメマス」、本町特産の「あけぼの大豆」を使用した創作料理も提供され、駆除を目的とした大会も成功のうちに終了することができました。

この大会の開催に当たり、身延町でも初めての試みとして、ふるさと納税を活用した「ガバメントクラウドファンディング」で、「本栖湖の水産資源の復活に向けて」と題して寄附を呼びかけ、インターネットのサイト内では29人の方から55万7千円、窓口受付でお二方から7万5千円の、合計63万2千円の温かいご支援をいただきました。

釣り大会の参加者からは、来年度も継続的な実施を望む声も聞かれましたので、また富士河口湖町と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、教育委員会の構成についてであります。

11月18日に任期満了を迎えた井上敬典教育委員の後任として、先の第3回身延町議会定例会において議会の同意をいただき、渡辺勝氏を11月19日に任命いたしました。

任期は、同日から4年間となります。

教育委員会の構成は、馬場泰教育長、依田智教育長職務代理者、小林美絵委員、笠井安秀委員、渡辺勝委員でございます。

次に、山梨県建築文化奨励賞受賞についてであります。

山梨県や山梨県建設業協会、山梨県建築士会などの6団体で構成する山梨県建築文化賞推進協議会から、身延中学校新校舎が公共建築物等の部門において建築文化奨励賞を11月19日

に受賞いたしました。

山梨県建築文化賞は、県内において、快適な地域環境を形成し、景観上または機能性等に優れた建築物等を表彰し、建築文化の高揚を図り魅力的なまちづくりを推進する目的で、平成2年度から実施されているものです。

本年度は、応募総数50作品の中から建築文化賞2作品、建築文化奨励賞5作品が選出されました。

身延中学校は、県産材を活用した大規模木造建築施設で、中央に設けられた「木の香ホール」は、吹き抜け構造と自然光の採光による開放感と交流を促す象徴的な空間であり、地域資源を最大限に生かした先進的な教育空間となっております。

教育・防災・環境・地域連携の各側面で高い水準を備え、未来を担う子どもたちの成長を支える場として、地域の誇りとなる存在であり、「温もり」と「先進性」を兼ね備えた学び舎として高く評価され、建築文化奨励賞に選出されたものです。

次に、令和7年第3回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認いただきたいと存じます。

さて、本議会定例会には、議案第77号 身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてから、議案第81号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてまでの条例関係5議案、議案第82号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議について1議案、議案第83号 訴えの提起について1議案、議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第5号）から議案第95号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）までの補正予算12議案を提案いたします。

提案申し上げます、いずれの議案につきましても、今議会定例会において、ご議決をいただけますようお願いを申し上げます。

議員の皆さまには慎重なご審議をいただくとともに、本定例会に際し、深いご理解とご協力をお願い申し上げます、行政報告および議案の提案とさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

日程第5 議案第77号 身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第6 議案第78号 身延町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第7 議案第79号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について

以上の3議案につきましては、子育て支援課が所管する条例でありますので、一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

それでは、議案第77号 身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、説明いたします。

お手元の端末の議案説明書をご覧ください。

はじめに、提案理由を説明いたします。

令和6年6月12日に公布された、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により、児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景および内容をご説明いたします。

令和7年度に試行的事業として「こども誰でも通園制度」が実施されたところでありますが、令和8年度には全自治体が制度を実施できる体制を整えていくこととなっているため、町として設備運営基準を設ける必要が生じました。

本議案は、事業認可の基準を定めるものであり、事業として一般型乳児等支援事業、余裕活用型乳児等支援事業に分類されますが、そのどちらの事業も認可できるよう、国の基準に従って条例を制定するものであります。

施行期日は、令和8年4月1日となります。

以上で、議案第77号の説明を終わります。

続きまして、議案第78号 身延町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明いたします。

はじめに、提案理由を説明いたします。

令和6年6月12日に公布された、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律による改正後の子ども・子育て支援法第54条の3において準用する法第46条第3項の内閣府令で定める基準に従い、または参酌し、身延町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を制定する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景および内容を説明いたします。

背景については、先ほど説明いたしました議案第77号と同じであります。

本議案は、議案第77号の条例により認可を受ける事業所において行うべき事項および対象児童の給付について、国の基準に従って条例を制定するものとなります。

施行期日は、令和8年4月1日であります。

以上で、議案第78号の説明を終わります。

続きまして、議案第79号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の説明をいたします。

提案理由を説明いたします。

児童福祉法等の一部を改正する法律による児童福祉法の改正及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例、身延町家庭的保育事業等の設備及び運営の基準を定める条例および身延町放課後児童等健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する必要が生じま

した。

これがこの議案を提出する理由であります。

背景について説明いたします。

1つ目としましては、令和7年4月に児童福祉法が改正され、児童福祉施設等における児童虐待に関する条項が追加されたこと。

2つ目としまして、令和7年9月16日に内閣府令が公布され、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正が行われたことが挙げられます。

内容について説明いたします。

1つ目としまして、背景で説明いたしました児童福祉法の条項を引用する規定の整理を行います。

2つ目としまして、家庭的保育事業者に義務づけられている利用前乳幼児への定期健康診断の免除項目に母子保健法の健康診査、いわゆる乳幼児健康診査を改正条例に加えます。

施行期日は、公布の日からとなります。

本改正の具体的な条文は、参考資料の新旧対照表1ページから5ページに記載されておりますので、ご覧いただきたくお願い申し上げます。

以上で、議案第79号の説明を終わります。

3議案につきまして、ご審議をよろしく願います。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第 8 議案第80号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について

日程第 9 議案第81号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

日程第10 議案第82号 峡南広域行政組合同規約の変更に関する協議について

以上の3議案については、総務課所管でありますので、一括して議題といたします。

担当課から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課主幹。

○総務課主幹（佐野吏君）

議案第80号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

お手元の議案説明書をご覧ください。

提案理由

令和7年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告を鑑み、身延町職員給与条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容をご説明いたします。

背景としまして、人事院が令和7年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対して勧告を行いました。また、山梨県人事委員会が令和7年10月17日、県職員の給与改定について、県議会および知事に対し勧告を行ったことに鑑みまして、身延町職員給与条例の一部を改正するものです。

なお、地方公務員法第24条2項に職員の給与は、生計費ならびに国および他の地方公共団

体の職員、ならびに民間の事業の従業者の給与、その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されております。

改正内容ですが、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じ、以下のとおり給与条例の一部の改正を行います。

第1条の主な改正内容ですが、月例給は公民較差1万1,336円、2.99%を解消するため、勧告の内容を踏まえ、初任給をはじめ若年層に重点を置きつつ、その他の職員も昨年を上回る引き上げ改定を行います。

民間との間に較差があることを踏まえ、初任給を高卒で1万2,300円、大卒で1万2千円引き上げるものです。

初任給調整手当を給与表の改定状況を勘案した引き上げを行います。

通勤手当につきましては、現行の距離区分に300円から7,100円の幅で引き上げを行い、宿直手当は手当の額を300円引き上げ、4,700円とします。

期末・勤勉手当の改正につきましては、期末手当を6月分の支給済み1.25月に対し、12月分を1.275月と0.025月引き上げ、勤勉手当も6月分支給済み1.05月に対し、12月分を1.075月と0.025月引き上げるものです。これにより、期末・勤勉手当の支給月数が合わせて4.60月であったものを0.05月増やし、4.65月とします。

次に、第2条の主な改正内容ですが、通勤手当の支給距離に65キロから100キロまでの区分を5キロ刻みで新設するものです。

期末・勤勉手当について、令和7年度期末手当および勤勉手当の引き上げ率の0.05月を次の表のとおり、令和8年度以降の6月分と12月分に平準化する改正を行うものです。

施行期日ですが、第1条につきましては、公布の日から施行し、第2条の規定は令和8年4月1日から施行するものです。

なお、適用時期は、給与表の改定は令和7年4月1日で、期末・勤勉手当の改正は令和7年12月1日といたします。

次に、議案第81号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

提案理由

令和7年人事院勧告および山梨県人事委員会勧告による身延町職員給与条例の一部改正に伴い、身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

内容をご説明いたします。

背景としまして、人事院が令和7年8月7日、一般職の国家公務員の給与改定について、国会および内閣に対し勧告を行いました。また、山梨県人事委員会が令和7年10月17日、県職員の給与改定について県議会および知事に対し勧告を行ったことに伴い、一般職の町職員の期末・勤勉手当の改正を行う事に鑑みまして、特別職の職員で常勤のものについても同様の措置を講ずるものであります。

改正内容ですが、人事院勧告および山梨県人事委員会勧告に準じて行う一般職の期末・勤勉手当の率の改正に伴い、特別職の期末手当の支給月数も0.05月引き上げを行うものです。

第1条の主な改正内容ですが、期末手当を6月分支給済み2.30月に対し、12月分は2.35月とします。これにより、年間支給月数が4.60月あったものを0.05月増やし、4.65月とするものです。

次に、第2条の主な改正内容ですが、令和7年度期末手当の引き上げ率0.05月を下記のとおり、令和8年度以降の6月分と12月分に平準化する改正を行うものです。

施行期日ですが、この条例は公布の日から施行し、令和7年12月1日から適用するものです。

ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第82号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についてご説明いたします。議案説明書をご覧ください。

提案理由

峡南広域行政組合新庁舎への移転に係る所在地の変更、および組織の改編等に伴う同組合規約の変更については、地方自治法第286条第1項の規定により関係地方公共団体との協議が必要であり、この協議には、同法第290条の規定により議会の議決を要するものです。

これが本案を提案する理由であります。

内容を説明いたします。

背景としまして、峡南広域行政組合新庁舎への移転に係る所在地の変更、および組織改編等に伴い、峡南広域行政組合規約に所要の改正を行う必要が生じました。

改正内容ですが、第3条の組合の処理する事務中の「峡南広域行政組合情報センターに関すること」を「情報システム、情報ネットワーク及び情報セキュリティに関すること」に改めるものです。

第4条の組合事務所の位置を「市川三郷町下大鳥居750番地1」に改めるものです。

第9条において副代表理事の業務の見直しを行い、第10条において副会計管理者の選任方法等の改正を行うものです。

施行期日ですが、令和8年4月1日から施行するものです。

以上、総務課関係の議案3本ですが、ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第11 議案第83号 訴えの提起についてを議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野美秀君）

議案第83号 訴えの提起について説明いたします。

議案説明書をご覧ください。

最初に、提案理由を申し上げます。

町が旧身延中学校用地の一部として管理し、占有を続けている土地に関し、時効取得を原因とする所有権移転登記手続を求める訴えを提起することについて、裁判上の手続により行う必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由でございます。

背景および内容等について、ご説明いたします。

1 事件名ですが、所有権移転登記手続請求事件であります。

2 訴えの相手方ではありますが、①物件目録（１）記載の土地について、登記名義人であります小林兼吉氏の相続人であります４５名を被告といたします。

②物件目録（２）記載の土地について、登記名義人である遠藤みち氏の相続人であります１４名を被告といたします。

3 請求の趣旨についてですが、旧身延中学校敷地内にある土地について、時効取得を原因とする所有権移転登記手続に必要な確定判決を求めるものでございます。

4 訴訟に関する取扱いですが、弁護人を訴訟代理人に選任し、町は必要に応じ、和解、上訴その他必要な措置を行うことができます。

次のページをご覧ください。

物件目録（１）と物件目録（２）を説明いたします。

まず、物件目録（１）ですが、1 所在 南巨摩郡身延町梅平字長割、地番 994番2、地目 学校用地、地積 163平方メートル、登記名義人 小林兼吉。

2 所在 南巨摩郡身延町梅平字仲河原、地番 1241番2、地目 公衆用道路、地積 25平方メートル、登記名義人 小林兼吉。

3 訴えの相手方については、小林兼吉氏の相続人45名の住所および氏名は記載のとおりでございます。

次に、物件目録（２）ですが、1 所在 南巨摩郡身延町梅平字松島、地番 2625番、地目 畑、地積 6.61平方メートル、登記名義人 遠藤みち。

2 所在 南巨摩郡身延町梅平字松島、地番 2629番、地目 田、地積 9.91平方メートル、登記名義人 遠藤みち。

3 訴えの相手方については、遠藤みち氏の相続人14名の住所および氏名については記載のとおりでございます。

以上、議案第83号の内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第12 議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第5号）

日程第13 議案第85号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

日程第14 議案第86号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

日程第15 議案第87号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第16 議案第88号 令和7年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

日程第17 議案第89号 令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第18 議案第90号 令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第19 議案第91号 令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
(第1号)

日程第20 議案第92号 令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
(第1号)

日程第21 議案第93号 令和7年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算(第1号)

以上の10議案につきましては、町長部局に属する補正予算でありますので、一括して議題といたします。

なお、議案第89号から議案第93号までは財産区の予算となりますので、定例会資料8ページのとおりとし、内容説明は省略いたします。

それでは、議案第84号から議案第88号までについて、担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長(幡野弘君)

議案第84号から議案第88号までの令和7年度身延町一般会計及び特別会計補正予算につきまして、概要書により説明をさせていただきます。

議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,287万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億5万4千円といたします。

第2表 繰越明許費について、説明いたします。

第2表 繰越明許費により翌年度に繰り越して使用できる経費を設定いたします。

2款総務費、1項総務管理費、施設整備事務費156万9千円を繰越明許費といたします。

旧身延中学校敷地の民地の取得にあたり、所有権移転登記手続請求事件の訴訟の終結までに年度を越えて期間を要するためであります。

8款土木費、1項土木管理費、土木総務事務費1,798万円を繰越明許費といたします。

道路整備等のためのダンプ1台、バックホウ1台の購入にあたり、年度を超えた納期が必要なためであります。

歳入予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

11款1項1目地方交付税3億2,047万2千円を増額いたします。令和7年度普通交付税の交付額決定による増額であります。

15款1項1目民生費国庫負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金1,387万6千円を増額し、特定教育・保育施設費へ充当いたします。

16款1項1目民生費県負担金は、子どものための教育・保育給付費負担金486万6千円を増額し、特定教育・保育施設費へ充当いたします。

2項4目農林水産業費県補助金は、指定管理鳥獣対策事業費交付金15万円を計上し、林業振興費へ充当いたします。

2項6目土木費県補助金は、やまなしK A I T E K I住宅普及促進事業費補助金150万円を計上し、住宅管理費へ充当いたします。

2項7目教育費県補助金は、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金71万9千円を増額し、中学校費、教育委員会学校管理費へ充当いたします。

スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金164万6千円を増額し、小学校費、教育

委員会学校管理費へ123万5千円を、中学校費、教育委員会学校管理費へ41万1千円を充当いたします。

18款1項1目一般寄附金は100万円を増額いたします。この寄附金は、兵庫県西宮市在住の長澤格様からの寄附金であります。ふるさと応援基金へ積み立てます。

1項2目指定寄附金は、指定寄附金（企画政策課）60万円を増額いたします。甲府市の株式会社エヌディエスさまからの寄附金10万円と非公表を希望された方の寄附金であります。デジタル田園都市国家構想事業費へ充当いたします。

指定寄附金（福祉保健課）を10万円増額いたします。甲府市の株式会社マルアイ産機さまからの寄附金であります。高齢者福祉費へ充当いたします。

指定寄附金（子育て支援課）を60万5千円増額いたします。甲府市の明治安田生命保険相互会社「私の地元応援募金」さまから寄附金であります。デジタル田園都市国家構想事業費へ40万円、静岡保育所費へ20万5千円を充当いたします。

指定寄附金（建設課）を1,550万円増額いたします。神奈川県横浜市の株式会社相信設計さまからの寄附金50万円は、道路橋梁維持費へ充当いたします。静岡県静岡市の日本軽金属株式会社 蒲原製造所さまからの寄附金1,500万円は、土木総務費へ充当いたします。

19款1項11目子ども・子育て基金繰入金を40万円減額いたします。デジタル田園都市国家構想事業費充当額を減額いたします。

20款1項1目繰越金は、2億7,242万1千円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の主な理由についてご説明いたします。

なお、各科目における人件費の補正は、主に身延町職員給与条例の一部改正に伴うものであるため、説明を省略させていただきます。

2款総務費について説明いたします。

1項1目一般管理費、細目1一般管理事務費、負担金、補助及び交付金（分散処理システム負担金）48万4千円を増額いたします。人事給与システム改修負担金であります。

5目財産管理費、細目9旧静岡小学校管理費、需用費（修繕費）120万円を計上いたします。高圧受電から低圧受電への修繕費であります。

6目施設整備費、細目1施設整備事務費、委託料（その他業務委託料）156万9千円を計上いたします。旧身延中学校敷地の民地の取得のための所有権移転登記手続請求事件の訴訟委託費であります。

7目企画費、細目2企画事業費、需用費（印刷製本費）3万円を増額し、役務費（手数料）48万円を増額いたします。これは、ふるさと納税推進事業の窓あき封筒の購入および仲介手数料であります。

10目交通安全防犯対策費、細目3防犯対策事業費、需用費（修繕費）13万8千円を増額いたします。西嶋地内防犯灯修繕費であります。

負担金、補助及び交付金（補助金）76万6千円を増額いたします。防犯灯建設事業補助金であります。

12目デジタル田園都市国家構想事業費、細目5観光資源の魅力アップ事業（にしじま和紙の里管理費）、委託料（その他業務委託料）1,994万7千円を増額いたします。直売所スペースをふれあい館へ移転する委託料であります。

工事請負費58万3千円を計上いたします。道の駅にしじま和紙の里北側フェンス工事費で

あります。

細目 1 1 移住・定住の促進事業、財源組替は、指定寄附金を移住・定住促進事業費へ充当したことによる財源組替であります。

3 款民生費について説明いたします。

1 項 2 目国民健康保険費、細目 1 国民健康保険特別会計繰出金は 8 0 万 8 千円を増額いたします。

4 目高齢者福祉費の財源組替は、指定寄附金を高齢者福祉費へ充当したことによる財源組替であります。

5 目介護保険費、細目 1 介護保険特別会計繰出金は 2 1 5 万 5 千円を増額いたします。

細目 2 介護サービス特別会計繰出金は 2 4 万 8 千円を増額いたします。

6 目後期高齢者医療費、細目 1 後期高齢者医療特別会計繰出金は、2 5 万 4 千円を増額いたします。

2 項 6 目静川保育所費、細目 3 静川保育所管理費の財源組替は、指定寄附金を静川保育所管理費へ充当したことによる財源組替であります。

7 目特定教育・保育施設費、細目 1 特定教育・保育施設費、委託料（その他業務委託料）2, 3 3 9 万 8 千円を増額いたします。制度改正等による民間保育所保育業務委託料の増額によるものであります。

4 款衛生費について説明いたします。

1 項 2 目予防費、細目 5 その他予防費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）8, 8 8 8 万 4 千円を増額いたします。飯富病院負担金 8, 8 1 7 万 6 千円の増額および飯富病院普通交付税再配分金 7 0 万 8 千円を増額いたします。

3 項 1 目水道総務費、細目 2 水道事業公営企業会計繰出金 3 9 0 万 2 千円を増額いたします。

6 款農林水産業費について説明いたします。

1 項 4 目農業土木費、細目 2 農業土木事業費、委託料（除雪委託料）9 万 9 千円を増額いたします。農道の除雪作業業務委託料であります。

負担金、補助及び交付金（その他の負担金）4 6 4 万円を増額いたします。これは、県営中山間地域総合整備事業負担金（身延北部地区）7 5 0 万円増額、県営中山間地域総合整備事業負担金（身延南部地区）3 0 0 万円減額、県営土地改良事業負担金（身延北部地区）1 4 万円を増額するものであります。

2 項 1 目林業振興費、細目 2 林業振興事業費、備品購入費（機械器具費）2 2 万 4 千円を計上いたします。緊急銃猟対応備品、防護盾 3 個、ビデオカメラ 1 台の購入費であります。

2 目林業土木費、細目 2 林業土木事業費、委託料（除雪委託料）3 0 0 万円を計上いたします。林道除雪作業業務委託料であります。

8 款土木費について説明いたします。

1 項 1 目土木総務費、細目 1 土木総務事務費、備品購入費（機械器具費）8 1 8 万 8 千円を計上いたします。バックホウ 1 台の購入費であります。

財源組替につきましては、指定寄附金を土木総務事務費へ充当したことによる財源組替であります。

2 項 1 目道路橋梁維持費、細目 1 道路橋梁維持管理費、委託料（除雪委託料）1, 4 9 9 万 9 千円を増額いたします。町道除雪作業業務委託料であります。

財源組替は、指定寄附金を道路橋梁維持管理費へ充当したことによる財源組替であります。

4項1目都市計画総務費、細目2都市計画総務事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）1,440万円を減額いたします。門内地区景観まちづくり事業補助金の対象が確定したことによるものであります。

細目3都市計画管理費、需用費（修繕費）197万6千円を増額いたします。身延駅前ポケットパーク給水設備修繕費であります。

5項1目住宅管理費、細目2住宅管理事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）220万円を増額いたします。K A I T E K I住宅普及促進事業費補助金であります。

細目5榎田団地管理費、需用費（修繕費）94万9千円および細目7八日市場団地管理費、需用費（修繕費）103万円を増額いたします。退去に伴う修繕費であります。

6項1目下水道総務費、細目1下水道事業公営企業会計繰出金685万円を増額いたします。9款消防費について説明いたします。

3項1目防災費、細目1防災事務費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）18万5千円を増額いたします。ドローンを活用した災害物資輸送に関する調査等事業費の負担金であります。

10款教育費について説明いたします。

2項3目教育委員会学校管理費、財源組替は、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金交付決定による財源組替であります。

3項3目教育委員会学校管理費の財源組替につきましては、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金の交付決定およびスクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金の交付決定による財源組替であります。

4項2目公民館費、細目10大河内分館運営管理費、需用費（修繕費）9万9千円を増額いたします。トイレの修繕費であります。

12款公債費について説明いたします。

1項1目元金、細目1長期借入金償還元金、償還金、利子及び割引料（長期債元金）886万9千円を増額いたします。令和6年度旧合併特例事業債借り入れにより元金償還金が確定したものによります。

2目利子、細目1長期借入金償還利子、償還金、利子及び割引料（長期債利子）428万8千円を減額いたします。令和6年度分起債利子の確定によるものであります。

13款諸支出金について説明いたします。

1項1目財政調整基金費、細目1財政調整基金費、積立金4億円を増額いたします。

18目ふるさと応援基金費、細目1ふるさと応援基金費、積立金100万円を増額いたします。一般寄附金を寄附者の意向に沿って活用するため積み立てます。

続きまして、議案第85号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ431万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,254万円といたします。

歳入予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

5款1項1目保険給付費等交付金は、保険給付費等交付金（普通交付金）250万円を増額いたします。

8款1項1目一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金80万8千円を増額いたします。

9款1項1目その他繰越金は、その他繰越金52万8千円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の主な理由についてご説明いたします。

なお、人件費の補正は、身延町職員給与条例の一部改正に伴うものであるため、説明を省略させていただきます。

2款保険給付費について説明いたします。

1項2目療養費、細目1療養費、負担金、補助及び交付金（その他の負担金）250万円を増額いたします。社会保険資格喪失後の受診に伴う療養費の遡及分負担金であります。

6款諸支出金について説明いたします。

1項2目その他償還金、細目1その他償還金、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）52万8千円を増額いたします。国民健康保険（組合）災害臨時特例補助金返還金4万6千円であります。社会保障・税番号制度システム整備費等補助金返還金4万1千円あります。保険給付費等交付金（特別交付金）返還金44万1千円あります。

続きまして、議案第86号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ702万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億2,777万1千円といたします。

歳入予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

1款1項1目特別徴収保険料は、特別徴収保険料現年度分228万9千円を増額いたします。

1項2目普通徴収保険料は、普通徴収保険料現年度分を213万円増額し、普通徴収保険料滞納繰越分を4万8千円増額いたします。

5款2項1目雑入は、雑入230万5千円を増額いたします。これは、山梨県後期高齢者医療広域連合からの保険料過年度還付金であります。

歳出予算について、補正額の主な理由についてご説明いたします。

なお、人件費の補正は、身延町職員給与条例の一部改正に伴うものであるため、説明を省略させていただきます。

2款後期高齢者医療広域連合納付金について説明いたします。

1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、細目1後期高齢者医療広域連合納付金、負担金、補助及び交付金（後期高齢者医療保険料負担金）446万7千円を増額いたします。

3款諸支出金について説明いたします。

1項1目保険料還付金、細目1保険料還付金、償還金、利子及び割引料（過年度還付金）230万5千円を増額いたします。過年度保険料の還付金であります。

続きまして、議案第87号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,029万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億2,364万2千円といたします。

歳入予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

1款1項1目第1号被保険者保険料は、現年度分特別徴収保険料31万3千円を増額いたします。

3款2項3目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分52万4千円を増額いたします。

2項6目介護保険事業費補助金は、システム改修費補助金104万5千円を計上いたします。税制改正に伴うシステム改修補助金であります。

5款2項2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）現年度分26万2千円を増額いたします。

7款1項2目その他一般会計繰入金は、職員給与費等繰入金を65万8千円増額し、事務費繰入金を123万6千円増額いたします。

1項5目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）は、地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）現年度分26万1千円を増額いたします。

8款1項1目繰越金は、前年度繰越金4,600万円を増額いたします。

歳出予算について、補正額の主な理由についてご説明いたします。

なお、人件費の補正は、主に身延町職員給与条例の一部改正に伴うものであるため、説明を省略させていただきます。

1款総務費について説明いたします。

1項1目一般管理費、細目1一般管理費、需用費（印刷製本費）19万1千円を増額いたします。システム標準化に伴う各種専用紙の印刷費であります。

負担金、補助及び交付金（広域行政組合費負担金）209万円を増額いたします。税制改正に伴うシステム改修負担金であります。

5款諸支出金について説明いたします。

2項1目介護保険給付費支払準備基金費、細目1介護保険給付費支払準備基金積立金4,600万円を増額いたします。

続きまして、議案第88号 令和7年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ24万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,364万3千円といたします。

歳入予算補正額について説明いたします。

2款1項1目一般会計繰入金、一般会計繰入金24万8千円を増額いたします。

歳出予算補正額について説明いたします。

1款事業費について説明いたします。

1項1目介護予防サービス計画事業費、細目1介護予防サービス計画事業費24万8千円を増額いたします。一般職員給与改定による人件費の増額であります。

以上、議案第84号から議案第88号までの概要説明とさせていただきます。

ご審議をよろしく願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

ここで15分間、暫時休憩といたします。

再開を10時35分といたします。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時35分

○議長（伊藤達美君）

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

日程第22 議案第94号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）

日程第23 議案第95号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）

以上の2議案につきましては、公営企業会計に属する補正予算でございますので、一括して議題といたします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

笠井上下水道課長。

○上下水道課長（笠井健一君）

議案第94号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）につきまして、内容を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和7年度身延町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を第1款水道事業収益313万2千円増額し、6億5,443万5千円に補正するものです。

7ページをご覧ください。

第2項営業外収益の詳細につきましては、他会計補助金、基準外、維持費、繰入金が不足したことにより、313万2千円を増額するものです。

3ページにお戻りください。

次に、水道事業費用の予定額を第1款水道事業費用111万円を増額し、6億5,241万円に補正するものです。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、主に給与改定による職員給与費が増額したため、111万円を増額するものです。

3ページにお戻りください。

次に第3条、予算第4条本文括弧書き中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億3,899万5千円を資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億4,101万7千円に、当該年度分損益勘定留保資金1億3,899万5千円を当該年度分損益勘定留保資金1億4,101万7千円に改め、資本的収入及び支出の予定額を第1款資本的収入77万円増額し、1億8,583万9千円に補正するものです。

9ページをご覧ください。

第4項負担金等の詳細につきましては、他会計負担金、基準内、企業債償還金が不足したことにより、77万円を増額するものです。

3ページにお戻りください。

次に、資本的支出279万2千円増額し、3億2,685万6千円に補正するものです。

10ページをご覧ください。

第1項建設改良費の詳細につきましては、主に給与改定により職員給与費が増額したため、139万2千円を増額するものです。

第2項企業債償還金の詳細につきましては、企業債償還金、過疎対策事業債、元金償還金が確定したことにより、不足する140万円を増額するものです。

3ページにお戻りください。

次に第4条、予算第8条で定めた職員給与費の額8,070万7千円を293万2千円増額し、8,363万9千円に改めます。

以上で、議案第94号の内容説明を終わります。

引き続きまして、議案第95号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）につ

きまして、内容を説明させていただきます。

3ページをご覧ください。

第2条、令和7年度身延町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予定額を第1款下水道事業収益685万円増額し、5億964万5千円に補正するものです。

第2項営業外収益の詳細につきましては、他会計補助金、基準外、維持費、繰入金が不足したことにより、685万円を増額するものです。

次に、収益的支出の予定額を第1款下水道事業費用475万3千円増額し、5億303万1千円に補正するものです。

8ページをご覧ください。

第1項営業費用の詳細につきましては、1目管渠費の修繕費が当初の見込みより不足したことにより66万5千円を増額するもの。2目処理場費の修繕費が当初の見込みより不足したことにより342万円増額するもの。3目総係費の人件費および修繕費が当初の見込みより不足したことにより270万8千円を増額するものです。

4目減価償却費につきましては、計上誤りにより353万9千円を減額するものです。

第2項営業外費用の詳細につきましては、1目消費税及び地方消費税の中間納付および確定申告納付額149万9千円を増額するものです。

3ページにお戻りください。

次に第3条、予算第8条で定めた職員給与費の額2,301万2千円を104万8千円増額し、2,406万円に改めます。

以上で、議案第94号、議案第95号の内容説明を終わります。

ご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

それでは、これから質疑を行います。

同種類の議案につきましては、その都度、同意を求めて一括して質疑を行いたいと思います。一括質疑となった場合には、発言の際に質疑をしたい議案番号と質疑の内容の説明をお願いいたします。

なお、常任委員会への付託につきましては、定例会資料6ページの議案のとおり、常任委員会への付託を予定いたしておりますので、質疑は大綱のみに留めてください。

また、定例会資料7ページの議案につきましては、委員会付託を省略の予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑に入ります。

はじめに、議案第77号から議案第81号までの5議案については、委員会付託を予定している条例案のため、一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第77号から議案第81号までの5議案につきましては、一括して質疑を行うことに決定いたしました。

それでは、質疑はございませんか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第77号から議案第81号までの質疑を終わります。

次に議案第82号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

よって、議案第82号の質疑を終わります。

次に、議案第83号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

全員協議会での質疑を含めまして、確認したいことがあります。

質疑の中で、自治体は本来、適正な契約手続き、登記管理を行うべきでありますけれども、全員協議会のうち、契約書を紛失したと。どちらかという行政のほうに過失がある。それに対して過失のない地権者を被告と呼んで、放置していた結果、時効取得というのは行政の中の自己矛盾が発生するのではないのでしょうか。また、信頼性を欠く手続きではないかと思えます。調べてみると、土地を借りていたということで、承知していた、占有していた時効というのは発生しないというデータもありますけれども、そのへんにつきまして、答弁をお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野美秀君）

全員協議会のときに、山下議員から契約書がなかったのかという質問に対しまして、私はありませんと答えました。その当時の契約書があったかどうかは定かではなかったもので、そういうふうにご答えさせていただきました。

また、その契約書が存在してあれば、こういった訴えの提起は起こさない、できないこととなりますので、それをご承知願いたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

よろしいですか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

データによりますと、土地を借りていたと自覚の中で時効を請求することはできないという原則があるようです。これにつきまして確認をされたかどうか。

それから町が訴えても、これは敗れるというほうが多いということもありますけれども、このへんの検証が非常に重要だと思えますが、どのように検証していますか。

○議長（伊藤達美君）

佐野施設整備課長。

○施設整備課長（佐野美秀君）

この件につきましては、町村会の顧問弁護士であります細田先生と何回も協議をさせていた

だきまして、町のほうには落ちはない、時効取得が20年以上経って、町は、もう町のものだと思っていた土地でありましたので、全然、過失は町のほうにはないと。あとは裁判を行って、町の土地にしたいということで、このような形で訴えの提起を出させていただきました。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

ほかに質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第83号の質疑を終わります。

次に、議案第84号から議案第95号までの12議案につきましては、補正予算案のため一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議案第84号から議案第95号までの12議案につきましては、一括して質疑を行うことに決定をいたしました。

それでは、質疑はありませんか。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

これにおきましても、全員協議会での質疑の中で、その延長線上で要望といいますか、確認といいますか、これは先ほどの行政報告にもありましたけれども、病院の・・・。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君に申し上げます。

先ほど述べたとおり、議案の番号と内容について、事前に説明した上で質問してください。

○4番議員（山下利彦君）

議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算につきまして、全員協議会でも質問しましたが、これからの予定ですね。例えば、指定管理者が不採算医療あるいは政策医療をするという場合のもととなる指定管理料というのは、地方交付税をもとにやると書いてありますので、今回の補正の中には、地方交付税措置された診療所経費、それから児童手当というのが補正予算という形で載っておりますけれども、もしそうでしたら、これらのものは交付税措置されたものですから、そのほかの病院事業債の元利償還金や救急告示病院の救急医療に要する経費、または不採算地区病院経営に関する経費、児童手当に関する経費、行政追加経費、こういうものも全て補正という形で処理しているのかどうか。

また、そういうものの内容を次に引き継ぐ指定管理者が、もし仮にそういう不採算医療をすると、政策医療をするということならば、そのへんを明らかにしておかなければならないと思います。

公設民営化ということも、この間の全員協議会の中で聞きました。これは僻地医療拠点病院へ立候補できる資格・・・。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君に申し上げます。

質疑の内容が理解できません。

もっと簡略に説明を願います。

○4番議員（山下利彦君）

交付税措置された金額を補正予算とするところをちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤副町長。

○副町長（遠藤基君）

議員全員協議会するときにも私がお答えしているので、私からお答えさせていただきます。

当初予算に身延町として約4億円の飯富病院への負担をしているわけでございますけれども、こちらの算定の基礎になっているのは、山下議員がおっしゃるような普通交付税、特別交付税で措置されるべき数値を全て勘案した中で、なおかつ令和6年度の赤字補填も踏まえた中で、もって措置したものでありますので、補正予算でもって、今回のものの普通交付税云々の基礎数値というものとは反映されておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

これから3町の一部事務組合の議会の中で、指定管理料というのが出てくると思うんですね。それが交付税措置を勘案してやるということですので、その席で、そのへんの不採算医療あるいは政策医療について金額を分かっている副町長がその場に出てもらって、指定管理者にこういうようなことでやってきたというところの数字の性格、あるいは数字の透明化というのは、その時点でやっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

遠藤副町長。

○副町長（遠藤基君）

お答えいたします。

当然、早川町・身延町・南部町で構成する新しい事務組合につきましては、身延町は構成町でありますので、当然、その担当者、それから町の担当者が踏まえた中でもって、これが議論されていくと思います。

今から議論される指定管理料につきましては、新しい医療機関が必要な金額が当然出てくるわけでありまして、先ほど言いましたように、不採算医療の関係も踏まえた中で、その新しい医療機関が適切な運営ができるようなことを考えながら予算措置をしていきますので、ぜひご理解をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

簡略に願います。

○4番議員（山下利彦君）

そのへんのことにつきまして、病院と行政の中でこういうことが分かるのは、身延町しか分からないわけですから、ぜひ副町長にはその席に出ていただいて、不採算医療の繰出基準を含めた性質というのを説明して、金額にのせなければ、指定管理者のほうでも、やるかやらない

か迷うんではないかと思しますので、ぜひお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

それ以外に質疑はございますか。

（なし）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第84号から議案第95号までの質疑を終わります。

それでは、お諮りをいたします。

定例会資料6ページの委員会付託議案表のとおり、議案第77号から議案第88号までおよび議案第94号、議案第95号、請願第4号の計15案件の議案を常任委員会に付託いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり、常任委員会に付託をいたします。

お諮りいたします。

定例会資料7ページの委員会付託省略議案表のとおり、議案第89号から議案第93号までの5案件については、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり、常任委員会への付託を省略いたします。

日程第24 議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件につきましては、端末資料、別紙資料のとおり、議員を派遣することといたしたいと思います。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、議員派遣の件は別紙配布資料のとおりとし、議員を派遣することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本日の議事日程は終了いたしました。

これをもちまして、本日は散会といたします。

ご苦労さまでございました。

○総務課長（深沢泉君）

相互にあいさつを交わし、終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午前11時03分

令和 7 年

第 4 回身延町議会定例会

1 2 月 9 日

令和7年第4回身延町議会定例会（2日目）

令和7年12月9日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 休会の決定

2. 出席議員は次のとおりである。（12人）

1番	遠藤一彦	2番	望月俊
3番	羽賀勝之	4番	山下利彦
5番	佐野昇	6番	深山光信
7番	市川司	8番	佐野知世
9番	伊藤雄波	10番	上田孝二
11番	遠藤公久	12番	伊藤達美

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基				
教	育	長	馬場 泰	総務課長	深沢 泉			
総	務	課	主幹	佐野 吏	会計管理者	笠井 和美		
企	画	政	策	課	長	高野 修	交通防災課長	天野 芳英
財	政	課	長	幡野 弘	税務課長	伊藤 剛		
町	民	課	長	曾谷 英輝	福祉保健課長	松田 宜親		
観	光	課	長	青嶋 浩二	子育て支援課長	遠藤 仁		
産	業	課	長	若狭 秀樹	建設課長	佐野 彰		
土	地	対	策	課	長	深沢 暢之	環境課長・上下水道課長	笠井 健一
身	延	支	所	長	加藤 千登勢	下部支所長	望月 融	
施	設	整	備	課	長	佐野 美秀	学校教育課長	望月 俊也
生	涯	学	習	課	長	石部 直樹		

5. 職務のため議場に参加した者の職氏名 (2人)

録音係 青柳 江美

録音係 井上 健太郎

開会 午前 9時00分

○総務課長（深沢泉君）

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（伊藤達美君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 一般質問であります。

通告の1番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

まず、交通弱者の生活を守る地域交通システム再構築につきまして質問をいたします。

少子高齢化・人口減少による過疎地域の自治体においては、移動手段の確保は重要な課題となっています。特に地域住民の中で交通弱者と言われる高齢者、障がい者、免許返納者、または公共交通が十分でない地域に暮らす方々にとって「移動できること」は生活の基盤そのものです。身延町における移動支援の現状と持続可能な地域交通システムの再構築について、今後の方針を伺います。

まず、公共交通および交通弱者の移動支援の現状について伺います。

身延町では、町民の移動支援として町営バス、乗り合いタクシーを導入しています。運行形態として、身延地区では定時定路線方式、下部・中富地区では予約におけるデマンド方式を採用しています。利用料金は大人1回300円、小中学生100円、未就学児無料という定額利用体系になっています。また、タクシー利用助成制度として、重度心身障害者を対象とするタクシー券（600円分×月2枚、年24枚）を交付し、さらに移動スーパーの導入など、買い物弱者対策も進められています。

これらの移動支援の現状評価として、利用率や運行コスト、運転手確保問題、料金体系や助成制度の在り方、旧町ごとの運行形態、効率性、住民満足度などについて、住民の声や数値・データがあれば提示願いたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

令和6年度の町営バスと乗り合いタクシーの実績は、町営バス古関甲斐岩間駅線の利用者が1,449人、古関循環線の利用者は1,511人です。古関甲斐岩間駅線と古関循環線は1つの委託契約を締結しており、2路線で年間収支はマイナス648万4千円です。

身延蘆沢線の利用者は1万6,974人で、年間収支はマイナス3,076万4,685円です。

飯富本栖湖線の利用者は338人で、年間収支はマイナス149万4,400円です。

乗り合いタクシーの年間委託費と利用者数から見た収支状況ですが、令和6年度身延地区の年間委託料は、1,683万9,900円で、利用者数は5,828人、年間収支はマイナス1,519万3,800円です。

中富地区の年間委託費は1,441万4,400円で、利用者数は4,350人、年間収支はマイナス1,330万5千円です。

下部地区の年間委託費は1,299万780円で、利用者数は6,095人、年間収支はマイナス1,128万5,080円です。

全体の合計は収入合計586万1,910円、支出合計8,438万8,875円で差引マイナス7,852万6,965円です。

令和6年度末に乗り合いタクシーの利用者に満足度アンケートを実施いたしました。

満足調査では9割の方から良いと回答をいただき、良い点、悪い点の意見をいただいております。いただいた意見を参考に運行业者と確認して改善を進めております。

なお、アンケート結果につきましては、町のホームページに掲載してあります。

運転手の確保問題については、全国的な少子高齢化による労働力不足から運行业者からも確保は厳しいとの声を聞いております。

タクシー券につきましては所管が福祉保健課になりますが、私から回答をさせていただきます。

重度心身障害者等タクシー利用料金助成事業につきましては、令和6年度希望者5人に対し1人当たり24枚、合計120枚の乗車券を交付しており、このうちの113枚が利用されております。現在のところ交付枚数の増加等の要望は福祉保健課に寄せられておりません。

移動スーパーにつきましては民間運営ですのでデータ等はありませんが、令和7年4月事業開始以降、事業者と連絡を取り合いながら、住民の皆さまの要望に沿った販売箇所の増設や、販売時間の調整を行っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございました。ちょっと厳しい言葉になってしまいましたが、町営バスと乗り合いタクシーの公共交通の全体の赤字が7,852万6,965円と、決して少なくない赤字であります。町内では、デマンド、無料巡回バス、福祉バス、スクールバス、民間路線代替運行が

並立し、同じ地域を複数の車両が走る一方、交通空白地域も存在します。これは必要な赤字ではなく、統合されていない複数制度の寄せ集めによって発生しているものと私は考えます。

高齢化、人口減少により今後さらに負担が増す構造にあります。運転手不足、委託費などの高騰により、現状の交通体系を維持するだけで財政負担は増加する見込みです。

住民需要は減らないのに、供給側のコストだけが増えるという厳しい構造的な問題から検討し、費用対効果の検証を随時行われることをお願いいたします。

2つ目ですが、交通弱者への移動支援の対応について。

交通弱者に関し、山間地で直面している課題は、乗車場所が遠い、運休日や運行時間が限られ必要な時間帯に使用できない、利用手続きが複雑で情報が十分届いていないなどの声があります。これらの移動手段から生活範囲の縮小、通院・買い物の不便さ、地域交流の機会低下等の声があります。現状の移動支援の対応について、どのように評価されているのかお尋ねいたします。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

議員のおっしゃる山間地で直面している課題につきましては、町でも可能な限り取り組んでおりますが、全ての要望に応えることは不可能です。

現在運行している乗り合いタクシーも、利用者からの要望を受け、改善をしながら運行しております。財源、人材等が豊富にあれば、全ての要望に応えることができるかとは思いますが、限りある財源等の中で可能な範囲で実施していると考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

財源と人材さえ確保できれば、全ての交通要望に応えるという答弁です。しかし、56集落の点在、急峻な地形、財政の厳しさ、運転手不足という町の現実を踏まえれば、これは非現実的です。よく口にする財源、人材があれば全て要望に応えるという姿勢こそ赤字の原因の一つだと私は考えます。

公共交通は本来、需要に対して費用対効果、公平性に基つき再編すべきです。町に求められているのは要望の羅列ではなく、全庁的な交通ビジョン、交通弱者からの要望など優先順位の設定、そして限られた財源を効率的に使う方針だと思います。

3問目ですが、移動弱者実態調査の実施について伺います。

身延町の「乗り合いタクシー」、「タクシー助成券制度」、「移動スーパー」等の取り組みを整理・分析し、現状とギャップと問題点を明らかにするための「移動弱者実態調査」を実施すべきだと考えますが、対応について考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

今年度、町では第3次身延町総合計画の策定の資料とするため、居住や通勤・通学、土地利

用等、質問項目の町民アンケートを実施し、満足度および重要度について意見を聞いております。

そのアンケートの中でも公共交通や買い物のことなど意見をいただいておりますので、意見等を参考に公共交通等の改善をしていきたいと考えます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

アンケートと実態調査というのは、まったく意味合いが違います。総合計画作成のためのアンケートは、交通分野を詳細に扱う性格ではないため、単独の移動実態調査が必要なデマンド交通導入や再編の前提となる需要予測ができません。

また、地域公共交通確保維持改善事業などの補助金申請では、実態調査の添付が求められています。ほかの自治体、南部町、早川町はすでに実態調査を実施済みです。

答弁の表面からの判断ですけれども、身延町だけが遅れると広域連携交通の議論に参加できないのではないのでしょうか。

町内の高齢化率、身延町は県内でも最上位クラスで、移動弱者の増加は確実で、早期調査が急務だと考えます。ぜひ、実態調査の実施をお願いいたします。

4番目ですが、A I デマンド交通システムの導入について伺います。

人口減少と高齢化により、路線バスなど従来の公共交通の維持が難しくなっています。こうした中で、A I を活用したデマンドタクシーは、新しい地域交通の形として全国的に注目されています。この仕組みは、利用者がスマートフォンや電話で予約すると、A I が複数の乗車・降車地点を自動で分析し、最も効率のよいルートと乗り合い組み合わせを決定するものです。これにより、車両の空走がなくなり、運行コストの削減につながります。

また、利用者にとっては、予約の簡便さや到着時刻の通知など、利便性が大きく向上します。ドア・ツー・ドアで移動できるため、高齢者や交通弱者にもやさしいサービスです。このA I デマンド交通の導入は単なる「便利なタクシー」ではなく、買い物や通院などの生活支援、観光地とのアクセスを強化し、地域経済の活性化など、町全体の活力につながると思います。

実際に効率的な面において、長野県塩尻市では運行効率が20%向上し、福岡市では車両台数が3割削減という成果が報告されています。また、県内の中央市では、本年10月から実証実験を始めています。地理的にも中山間地域で住居分散・公共交通が十分でない地域に対して、A I デマンド交通の導入は意義が大きいと考えます。本町の導入に向けての検討の考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

A I デマンド交通の導入のメリットといたしまして、利用者の予約に合わせて最適なルートを選択することにあります。本町ではA I ではありませんが、予約センターにおいてベテランの職員が予約を受け付け、最適な配車、ルートを選択しております。本町では、すでにA I デマンド交通を実施している自治体と違い、選択するルートが多くありませんので、そこまで違

いが出るとは思っておりませんので導入は考えておりません。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問を行います。

運営状況は年間約8千万円の赤字であり、運行エリアが限られたり、交通弱者には乗車場所が遠い、運休日や運行時間が限られて必要な時間帯に使えないなどの住民の要望があるが、AIデマンド交通システムに対しても、選択するルートが少ないことから現在の体制と比較して効果が変わらないため、導入は考えていないという答弁です。

しかし、AIデマンド交通を導入している自治体においては、導入することにより空車での運行がなくなり、運行効率の20%上昇が見られ、また経費削減とし、車両数の削減が報告されています。

特筆すべきは、運行ルートの数ではなく、交通弱者を念頭に乗車場所を駅、病院などの公共交通のほか、自治体管理のゴミ集積所も乗車場所として、約260カ所を指定し、それをAIで管理運営できているところです。

この体制は、現在の本町住民の各種要望に全て応えることになり、それにより経費削減につながる効果が大きいと考えます。

導入に関し、調査・研究ぐらいはしてもいいのではないかと思います。考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

先ほどもお答えいたしました。AIデマンド交通の導入のメリットといたしまして、最適なルートを選択することにあります。ルートの選択にあたり、議員のおっしゃるAIデマンド交通を導入している自治体では、ゴミ集積所等の乗降場所を指定しておりますが、本町で運行しているデマンド交通は、乗降場所を特定せず、町民のニーズにより車両の旋回が可能な場所まで入って乗降できますので、現段階では町民のニーズに沿った運行ができていると考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

AIという言葉を書かない日はありません。時代の流れをつかむことが重要です。AI機能を有効に利用した公共交通システムの構築を、私は求められていると思います。

AI導入の効果は、主に配車効率の向上、空車走行の削減、車両数の削減、運転手の負担軽減、運行委託費の圧縮であり、ルートの多さとはあまり関係がありません。

町は、AIデマンド交通は選択ルートが多くないため効果が少ないとの答弁ですが、しかしAIデマンド交通の効果は、ルートの数ではなく、乗り合わせ最適化による空車走行の削減や運行経費の削減になります。全国導入自治体でもルートの多さとは関係なく、AI効果に

よる効率の効果が実現しています。

むしろ、現在の複数制度が乱立したままの町の交通体系こそ、A I の効果を阻害しており、A I を否定する根拠にはなりません。

町が行うべきはA I を否定ではなく、A I が効果を発揮できるよう交通網の統合をし、計画を設計することだと思います。

最後の質問ですが、身延町の「地域公共交通活性化・再生総合事業」につきまして伺います。

A I デマンドタクシーの導入は、「単なる新サービス」の位置づけではなく、地域の交通体系（路線バス・乗り合いタクシー・タクシー）などと、医療機関・福祉施設の通院・通所デイサービス施設利用者への送迎、病院看護部門の透析患者専用の送迎車の運行など、町の「第1次総合計画」における保健・医療・福祉に関連する「地域医療体制の強化」の送迎支援体制との統合・再編する視点が不可欠と考えます。

本町の「地域公共交通活性化・再生総合事業」でも、この方向性が示されています。住民の移動をスムーズに安心・安全を保障する送迎体制の今後の方針について考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

天野交通防災課長。

○交通防災課長（天野芳英君）

お答えいたします。

平成19年10月に、地域公共交通の活性化及び再生のための地域の主体的な取り組み等を推進するため「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が施行され、「地域公共交通活性化・再生総合事業」による補助支援を受けまして、本町では平成20年から、みのぶ乗り合いタクシー事業を実施しております。

少子高齢化が進み全国的な問題となっている地域公共交通について、令和7年第2回定例会の一般質問でも答弁いたしました。このまま人口減少、少子高齢化が進むと、現状の公共交通網が成り立たなくなることも考えられます。

本町は町内に奥深く枝道が伸び、集落が点在する町です。本町と類似する他の自治体の事例も調査する中で、町だけではなく、病院等関係機関とも連携し、住民の移動体制を充実させていきたいと考えます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。住民の移動の権利を確保することが自治体の重要な役割となっています。今回の提案は、A I デマンドタクシーを軸とした複合型交通システムを導入し、交通弱者の生活を支える持続的な交通網を構築することを提案するものです。システムの導入には、国の補助金を活用できます。また、身延町の地域公共交通活性化再生総合事業として、交通再編計画の策定や実証運行費用の補助、さらにA I デマンド交通システムの補助など、各種補助事業を利用して住みよいまちづくりに取り組んでいただくことを強く要望して、大項目、交通弱者の生活を守る地域交通システムの再構築につきまして、終わります。

ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

よろしいですか。

山下利彦君に申し上げます。

答弁の後の所感、感想が長すぎます。もう少し簡略に述べるよう、ここでお願いをしておきます。

以上です。

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

2問目です。人口減少問題に歯止めをかける医療・介護体制について伺います。

過疎地域では、人口減少とともに医療・介護資源が急速に縮小しています。医師・看護師不足、診療所・病院の統廃合や医療アクセス格差の深刻化などにより、医療・介護体制の状況は年々厳しくなっています。そしてそれは現状の少子高齢化、人口減少の根本原因の一つであるため、年少者から高齢者まで切れ目のない医療・介護体制の更なる充実は避けられない状態にあります。中でも、小児救急医療の不足の問題、高齢者への在宅医療支援の限界と病床数の削減による受け皿不足の問題があります。以下、今後の持続可能な身延町の医療・介護体制のあるべき姿を伺います。

1つ目ですが、「子育て日本一」を掲げる身延町の小児救急医療体制について伺います。

子どもは、体の変化が急で、夜間や休日にも突然発熱・けいれんなどの症状が出やすいという特徴があります。しかし現在、夜間・休日の受け入れ態勢は限定的の状況にあります。地域の「小児救急医療体制」は、単なる医療サービスの一部ではなく、子どもと家庭を守る“地域の安心インフラ”として位置づけられています。

身延町は、「子育て日本一」を目標に掲げ、子育て支援計画を策定し、子どもを産み育てる環境づくりに力を入れています。「子育て日本一の町」とは子どもが安全に育ち、親が安心して暮らせる町のことであり、命を守る小児救急医療の整備は子育て日本一を実現する根幹施策になります。若者の人口流出を抑制するため、小児初期救急拠点の設置と同時に、オンライン診療や広域連携による小児救急輪番体制の導入などの方法も考えられます。行政として身延町で安心して子育てできる環境を整えるため、今後どのような対応を検討しているのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

山梨県では、子どもの健康、保護者の不安解消、患者が集中する病院の小児科医の負担軽減等を目的として県と市町村が共同し、平成17年3月から甲府市内に、平成20年10月から富士吉田市内に、小児科開業医と大学や病院の勤務医が交替で勤務する「小児初期救急医療センター」を設置し初期救急の対応を行っています。

また、入院治療が必要な患者については、国中地区に4つ、富士・東部地区に3つある「小児二次輪番病院」が対応しています。

さらに、小児二次輪番病院の診察により、小児三次救急医療が必要と判断された患者については、山梨大学医学部附属病院および県立中央病院が連携して対応することになります。

設置から20年、効果的かつ安定的な運用を図る目的により、小児救急医療推進委員会が発

足、各市町村が応分の負担のもと、県を中心として運営しており、現状では円滑に進んでいるものと判断しております。

もとより、小児救急医療事業は町だけでなく広域連携による体制づくりが必要であると考えておりますので、今後の体制に合わせた対応に努めていきます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問をお願いします。

「子育て日本一」を目指している身延町において、小児科の設置は「医療サービスの追加」ではなく、地域の未来を支える投資であり将来の地域づくりの基盤です。人口減少が急激に進む身延町・峡南地域では、子どもと子育て世代を支える基盤整備は、最も費用対効果の高い政策の一つです。

また、子育て世代の定住促進という“投資効果”があります。安心して出産・子育てができる環境は出生数を守る投資でもあります。

小児科が近くにあるだけで、救急時の安心感・育児不安の軽減・母親の孤立の防止につながり、結果として出生数の維持につながるというデータもあります。

医師確保には大変難しい面がありますが、峡南南部医療圏において小児科の常時設置体制についての考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

峡南南部地域の医療再編に係る病院事業に関してのご質問と思われましたので、私からお答えをいたします。

身延町は、病院事業については、地方自治法第284条第2項の規定に基づきまして、飯富病院については早川町と、また、峡南南部地域の医療再編に関しては本年9月1日から早川町および南部町と、それぞれ一部事務組合を設置してその事務を共同処理しているところです。

この一部事務組合が成立すると、それによって共同処理する事務は、組合を構成する各地方公共団体の権能から除外されることとなり、したがって、病院事業に係る事務を処理する権能を持たない身延町は、ただいま「峡南南部医療圏において小児科を常時設置してはどうか」という趣旨のご質問に関してはお答えできる立場にないことをご理解ください。

なお、峡南南部地域の小児科外来につきましては、飯富病院は平成25年3月末をもって終了いたしました。現在、身延山病院で週2日それぞれ午後の時間帯に診察を行い、南部町立診療所では所属医師1名が内科および小児科医として診療を行っております。

3町による一部事務組合では、今般、指定管理者を募集するにあたり、小児科も含めた各診療科については、現行の診療科等を踏まえ、現有施設や人材を有効活用した上で、峡南南部地域にとって必要な医療の提案を求めていることを申し添えます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。確かに充実した小児科医師派遣につきましては、医大におきましても、教授や医局との関係で医師確保には大変難しい局面があります。小児初期救急拠点の設置と同時に、オンライン診療や広域連携による小児科輪番体制の導入など、方法論について指定管理者および医療機関とよく相談していただき、「子育て日本一」を掲げる身延町として、より充実した小児医療提供体制を実現してもらうようお願いいたします。

2問目ですが、適正病床数の基本的考えについて伺います。

2018年以降、飯富病院、身延山病院、しもべ病院において106床の病床が削減されてきました。今後も飯富病院の診療所化への転換計画により、さらに病床数が削減されます。峡南南部（身延町、早川町、南部町）の広範囲になる担当医療圏では進む高齢化に伴い、急性期・慢性期・回復期いずれの病床も一定の需要が予想されます。在宅医療・介護体制が十分でない高齢化率が高い医療圏では、病床数の維持が命を守る基盤となっています。行政として、地域医療構想との整合を図りつつ、急性期・回復期・慢性期のバランスと同時に災害や感染症流行時の病床確保計画などから、必要な適正病床数の基本的な考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

議員から病院事業に係る適正病床数について、身延町としてどう考えるかという趣旨のご質問をいただきましたが、先ほどの再質問に対する答弁と同様、身延町はお答えできる立場になることをご理解ください。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問ですけど、地域医療連携推進法人みなみやまなしの構成員は飯富病院、身延山病院、身延町、早川町、南部町であり、地域としての医療を守り、持続可能にするための枠組みです。身延町も話し合いに参加していることから、実際に医療・介護ベッドが削減された方針についての説明を求めます。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

“みなみやまなし”の取り組みに係る再質問としてお答えをいたします。

「実際に医療・介護ベッドが削減された方針」について説明を求めるといふご質問ですが、“みなみやまなし”として「ベッドの削減」を目的とした方針を定めた事実はありませんので、ただいまのご質問にはお答えのしようがありません。

なお、近いところでは、飯富病院においては令和6年7月1日付けで病床数の削減が実際に行われておりますが、これは“みなみやまなし”の方針ではなく、あくまでも飯富病院の事情として飯富病院議会において説明・了承された事案でありました。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。コンサル会社より、みなみやまなしに提出された医療再編調査検討業務最終報告書には、収支改善には病床規模の縮小が必要と記載され、峡南南部地域の必要病床数を169床から99床に削減とあります。この内容が議会に公表される前にみなみやまなしの中で話し合いがあり、内容説明を求め理解したものと思いましたが、先ほどの答弁では、内容的にはコンサルの一方的な提案だということが分かりました。ありがとうございます。

3番目ですが、医療機関の規模縮小による医療・介護人材の流出について。

施設の削減は、単に病床数が減るだけでなく、看護師、介護士、医師、調理員、送迎職員などの雇用が失われることを意味します。これにより、地元の雇用機会の減少、関連産業（医療機器、清掃等）への波及的な経済縮小が生じ、地域経済が疲弊します。つまり、医療・介護体制の縮小は、地域経済の縮小から働き手の流出、人口減少という悪循環を生むこととなります。医療機関の規模縮小による波及効果に対する考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

一般論としてご質問を受け止めた上でお答えをいたします。

医療に限らず他の事業であっても、事業の縮小、従業員の解雇を伴うようなものなどは、地域経済への影響という観点で申し上げれば、まったく影響がないとは言い難いと考えます。

なお、議員がおっしゃる「地域経済が縮小し、働き手が流出し、人口減少へつながる」という循環が起こるかということにつきましては、様々な要因が絡み合うことでありましょうから、固定的、画一的な捉え方はできかねます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

医療・介護体制の縮小は、人口減少につながるとは言えないという行政の考えを伺いました。一方で、町は医療機関を中心につくられるという言葉もあります。また、移住者がまず気にかけることは、病院はどこにあるのかということが気になるらしいです。地域社会では、医療機関は単なる病院ではなく、生活と地域経済の中心機能を果たしています。医療の縮小は、人口減少の原因になることは明白です。多くの自治体では、人口減少があるから医療を縮小し、更なる人口減少という悪循環に陥っていると言えます。

逆に、医療機関の充実強化は、町の人口を守る最も有効な投資と言えます。人口が減少してきたから医療体制を縮小するのではなくて、医療体制を縮小するから人口減少につながると考えるべきだと、私は思います。

4つ目の質問ですが、ベッド削減による高齢者移住・転出の人口空洞化について伺います。

医療・介護施設のベッド削減による収容施設が十分でない地域では、高齢者が入所できる施

設を求めて他市町村へ移らざるを得ません。

家族も介護支援のために転居をするというケースが増えています。結果として、町全体の人口構造が一気に空洞化による人口減少を招き、残された地域のコミュニティ維持が困難になります。人口減少につながるベッド削減について考えを伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

一般論としてご質問を受け止めた上でお答えをいたします。

一口に「ベッド削減」と言っても、例えば需給見通しによる削減であったり、働き手不足によるやむを得ぬ削減であったりと事情は様々でありましょう。また、人口減少の要因そのものも単純に語られるものではありません。“ベッド削減が一気に人口減少を招く”というお考えのご質問であります。質問③同様、固定的、画一的な捉え方はできかねます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

ありがとうございます。人口減少が最も高い市町村として、令和6年度調査では小菅村の人口減少率がマイナス3.9%と最も高く、続いて身延町です。マイナス3.89%の減少率です。さらに身延町は消滅可能性自治体にも該当します。この原因として、若者層の定住率が極めて低いということ、そして2番目には医療、福祉、交通など生活基盤の脆弱が挙げられています。

ちなみに、消滅可能性自治体とは、消えるという意味ではなく、今のままでは自治体として生活基盤維持が困難になるという警告指標です。

一般論に終始されておりますが、需要減少からベッド削減なのか、ベッド削減からやむを得ず需要が減るのか見極める必要があると思います。

看護師不足を原因として病床利用率の低下を招くも、ベッド削減は、まずあり得ない対応だと思います。行政と病院の協力体制により、医療技術職の獲得に全力を尽くして、ベッド獲得による安心して暮らせる生活環境の維持を発展していただきたいと思います。

次に、ベッド削減による病院の健全経営について。

病院経営では入院収益が全体の6割から7割を占めるのが一般的です。ベッド削減は入院収益を直接削る行為であり、経営悪化につながります。職員の削減によって人件費を抑えても、それは一時的な数字の改善に過ぎず、地域医療の信頼と収益の基盤を失う結果を招きます。医療現場を支えるのは人であり、そのために地域の医療・介護の需要に十分応える職員の確保こそが健全経営につながると考えます。なぜベッドを削減し、人件費を削ることが病院経営の健全化につながるのか、説明を求めます。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

これまでの医療再編に係る説明や一般質問への答えの中で、経営健全化につなげる手段とし

て、“ベッドを削減し人件費を削る”という趣旨のお話をしたという認識はございませんので、説明を求められても答えることができません。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再質問ですが、2025年2月28日発行のコンサルティング合同会社による最終報告書の基本的な考え方として「病床規模の縮小が必要」と明記され、169床から99床への削減が計画され、実際に病床数は削減されてきた。また、報告書では現有職員数は、再編統合の必要職員数と比較し、33人程度の余剰人員と位置づけています。中でも対象職員として給料の高い看護職員が16名を挙げていることにも驚かされます。どのような理由で、職員削減、ベッド削減が、住民への十分な医療・介護提供体制と健全経営につながるのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

コンサルタントの最終報告書の内容に対する議員のご認識に基づいたご質問ですけれども、本年3月に報告書の概要を議員の皆さまへ説明した際にも申し上げ、また、これまでの一般質問に対する答弁でも説明してまいりましたが、報告書の内容はコンサルタントの提案であって決定事項ではないことを再度ご理解いただきたく存じます。

また、ご質問の中で「実際に病床数は削減されてきた」と言及されておられますが、飯富病院の病床数の削減のことをおっしゃっているのであれば、コンサルタントへの業務委託前の出来事であって、あくまでも飯富病院の事情によるものであることはご確認を願います。

最後に、3町による一部事務組合では、今般、指定管理者を募集するにあたり、引き続き再就職を希望する職員については、その採用に努めることや、将来にわたって医療の供給者・受給者双方にとって安定的かつ継続的な医療提供体制を構築し、効率的な運営に最大限努め、現有施設や人材を有効活用することを応募者に求めていることを申し添えます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

分かりました。1点、気になる言葉として、引き続き再就職を希望する職員については、その採用に努めると、いかにも上からの目線を感じます。指定管理者には、住民にとって生活を守る大事な医療技術職が混乱しないよう、また医療現場が混乱しないよう、よりよい就職条件を提示することを望みます。

また、ベッドおよび職員数の削減により健全経営を目指すようですが、同時に住民生活の最後の砦である政策医療、不採算医療の重要性を十分理解し、実践されることを指定管理者には、ここにはいませんが、強く要望したいと思います。

それでは、最後の質問になります。持続可能な地域社会を築く医療・介護体制の中長期的方針について伺います。

病院や介護施設のベッド削減は、単なる医療・介護の効率化ではなく、地域の将来を左右する人口政策の問題です。高齢化が進むほど、医療・介護体制は地域の生命線となることから、規模縮小は人口減少を加速させます。身延町のような中山間地においては、「削る医療」ではなく地域住民の安心の担保を優先する視点から求められます。行政として、持続可能な地域社会を築く医療・介護体制の中長期的な方針をお聞かせください。

○議長（伊藤達美君）

松田福祉保健課長。

○福祉保健課長（松田宜親君）

お答えをいたします。

峡南南部地域の医療再編に係る取り組みについてのご質問と思われま。

したがいまして、質問②と同様、身延町としてお答えする立場にないことをご理解ください。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

山下利彦君。

○4番議員（山下利彦君）

再三の質問につきまして、答える立場にないということで、非常に寂しい思いをずっとしているわけですが、最後の質問に対して、まだ時間がありますので、コンサル案はあくまでも選択肢の一つであります。政策決定の主体は、あくまでも各自治体と考えています。コンサルタントは、データ分析や財務の視点では、資料を見る限り非常に素晴らしいものがあります。しかし、地域の生活や住民の不安まで理解して提案しているわけでは決してありません。

よって、彼らの提案をそのまま政策の基盤とするのは、非常に危険です。全て縮小、これは町の縮小につながります。

コンサルタントによる提案は一度白紙に戻し、身延町長は住民の安心が確実に担保される持続可能な医療・介護体制を実現するための明確な要望事項と方針を自ら持つべきだと考えます。町としての責任と将来像を明確にした上で、専門家の知見はその実現のために活用するという姿勢は不可欠であると考えます。

身延町は、2つの病院という大きな資源は、地域の医療・介護・福祉の中心です。特に山間地では、医療が縮むことは町が縮むことにつながるため、医療体制の方針は町自らが担うてはならないと思います。町長が住民の命を守る立場として何を守るべきか、どこに重点を置くのかを提案する責任があると思います。

あまりにも私の質問に対する答弁がすれ違ってしまったことを含めまして、みなみやまなしにおきまして話をするのは、やはり2つの病院を持った身延町の町長、代表理事であると思いますので、多少時間がありますので、一言いただければありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

ちょっと待ってください。それは質問通告してありますか。

○4番議員（山下利彦君）

ありません。

○議長（伊藤達美君）

質問通告をしていないのに答弁する必要はございません。

○4番議員（山下利彦君）

分からないではないですか。町長に聞いてみなければ。

○議長（伊藤達美君）

事前にそういうことは、再質問なり、質問を通告してください。それもなしに、流れが全然、それでは計画どおりには進まないわけですよ。それでは困ります。

そういう質問のやり方は、少なくともわれわれとすれば考えられません。

以上をもちまして、山下利彦君の一般質問を終わります。

○4番議員（山下利彦君）

非常に厳しい言葉で、交通防災課長とかいろいろ申し訳ございませんでした。

○議長（伊藤達美君）

私が許可をしていないのになぜ話すんですか。

○4番議員（山下利彦君）

すみません。

○議長（伊藤達美君）

再開は10時5分といたします。

休憩 午前 9時54分

再開 午前10時05分

○議長（伊藤達美君）

それでは、一般質問を再開いたします。

次は通告の2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇をしてください。

なお、遠藤公久君の一般質問に際しまして、資料配布の申し出があり、これを許可いたしました。

配布資料は端末へアップいたしてありますので、ご確認をお願いいたします。

○11番議員（遠藤公久君）

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は大項目、再質問、質問数は13を予定しております。

はじめに、みのぶフェスについて伺います。

従来の町民参加型のみのぶまつりを町内外からの誘客、あけぼの大豆をメインとしたイベントとして一新を図りました。

地域の魅力発信、町内活性化、交流人口拡大などを主眼として、みのぶフェスとして生まれ変わり、10月18日に富士川クラフトパークをメイン会場にみのぶフェス実行委員会主催のもと開催されました。

みのぶフェス2025では、あけぼの大豆の直売、軽トラ市や人気マルシェ店50店舗以上の出店、町内周遊スタンプラリーの実施など、地域資源を生かした多彩な催しが行われました。

事業の計画から策定には、企画政策課が関わり、あけぼの大豆をメインにするというコンセプトでありましたので、私自身は産業課が担当するのではないかなどと考えておりましたが、最終的に担当課は観光課に決定し、それ以降の取り組みの苦労は大変だったと推測いたします。

また、当日には観光課のみならず、産業課、企画政策課、加えて各課より職員も動員され、ご尽力いただきました。

全てゼロベースからの再出発ということで、令和6年6月に企画政策課により公募型プロポーザルが実施され、株式会社リゾン選定、123万2千円でイベントの事業計画策定業務を委託いたしました。

事業計画には、運営方法、事業効果、想定来場者数などが示されていたと思います。そこで、人流データをもとにした当日、実際の来場者数、事業効果などについて伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

みのぶフェスにつきましては、令和6年に「みのぶまつり」に代わるイベント事業計画策定業務について、公募型プロポーザルでイベント事業者を募集選定し、事業計画を作成しております。この計画に基づき、第1回「みのぶフェス」を開催いたしました。

10月18日の当日は天気にも恵まれ、町内外から多数の来場者がありました。

ご質問の来場者数に関してですが、人流データは特定のエリアの滞在人数を携帯電話のデータから算出したものであり、あくまで推計値・参考値となりますが、富士川クラフトパークの来場者数は2,700人余りでありました。加えて、当日は富士川クラフトパーク以外にも、パートナー会場として、道の駅にしじま和紙の里かみすきパーク、道の駅しもべ、ゆばの里においてもイベントが開催され、4会場を合わせると人流データでは、延べ5千人を超える方の来場がありました。

事業効果などですが、来場者数につきましては、富士川クラフトパークへの来場目標人数を3千人に設定しており、データを拾えない携帯電話を持っている方や、携帯電話を持たない子どもなどのカウントを考慮しますと、目標以上の来場者があったと考えております。また、経済的効果や良かった点、悪かった点などは、今後、なるべく早い時期に検証する考えであります。

なお、10月1日から1カ月間実施いたしましたスタンプラリーにつきましては、応募枚数が3,142枚ありました。みのぶフェス来場者や参加者が町内の店舗を巡るきっかけを提供し、町内周遊の一助になったものと認識しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

今の答弁ですと、策定した来場目標人数3千人に対し、人流データをもとにした、推計値でありますけれども、当日の来場者数は2,700人余りということでありました。

私も当日参加していた感覚からいたしますと、町民の参加は、従来行われたみのぶまつりより少なかったと感じました。

そこで推計値になるかと思っておりますけれども、2,700人余りのうち、町民の占める推計人数と、また町民の参加が少なかった原因分析について伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

10月18日のみのぶフェスの来場者数ですが、人流データからの推計人数は全体で2,710人、うち町民の来場者は432人、率にしますと15.9%となっております。令和6年度に実施いたしました「みのぶまつり」の推計来場者数が全体で1,845人、うち町内の方が1,204人、率にしますと65.3%となっております。イベントの内容が異なりますので、単純に比較はできませんが、みのぶフェスの町民の方の推計来場者数が少ないことが見て取れます。

「みのぶフェス」は、イベントの内容や会場を変更したため、周知や広報活動につきましては、広報みのぶ、新聞折り込み、ラジオ放送、InstagramやX、観光情報サイトみのラブなどデジタル媒体も積極的に活用し、幅広い層への情報発信に努めてまいりました。しかしながら、参加者が減少した点について、次のとおり課題が残ったものと認識しております。

イベント情報自体は届いていたとしても、「行ってみよう」「参加してみよう」というイベントの魅力や価値を十分に伝えられなかったのではないかと、また、高齢者の方などデジタル媒体に慣れていない層に対して、より分かりやすい、伝える工夫が不足していたのではないかと考えております。

また、当日は町内はもとより、県内各地で複数のイベントやお祭りが開催されたと聞いております。競合イベントの多発により参加者が分散し、結果として、町民の方の参加も少なからず影響を受けたものと推察されます。

第1回目の開催を終え、少しずつ改善点も見えております。実行委員会におきましても、さらに検討しながら、第2回、第3回と開催を重ねる中で、より多くの町民の皆さまに参加していただけるイベントとなるよう努めてまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

日程の設定にあたっては、あけぼの大豆の収穫に合わせたこと、翌週には町議会議員の選挙の実施予定などもあり、非常に限定されていたと。また、身延町の中でも各地区のお祭りと重なったこともあり、非常に難しかったと思いますけれども、推計値で町内の来場者数が432人ということで、これには当然、関係者もいくらか含まれているかと思えます。

町民の参加が少なかったことは、来年度以降の開催に向けての一番改善すべき点になるのではないかと感じております。

特にお話にもありましたけれども、高齢者の方に向けての周知方法や会場までのアクセスなどの検証と改善に努めていただきたいと思います。

逆に、今、お話にありました、一方で1カ月間実施したスタンプラリーの応募者数が3千枚を超えたということは、町内を周遊させる施策としては一定の効果があったのではないかと。これはさらに磨き上げをかけて、来年度以降も取り組んでいただきたいと思います。

次の質問にまいります。

みのぶフェス自体は、みのぶフェス実行委員会が主催でありますので、担当課の権限も限定されていることと理解しております。参加業者、団体への出店募集は商工会が行ったと思いますが、出店業者へのアンケート調査、参加協力した職員からの聞き取りやアンケート調査など、事後の調査を実施したのか、また今後実施する予定があるのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

先ほどのご質問にもつながりますが、事業効果等を検証するため、現在、みのぶフェスに出労した職員、みのぶフェス実行委員、出展者にアンケート調査を実施しております。

調査内容は、開催日時、開催場所、イベントの内容について自由にご意見をいただくものがあります。アンケートを集計したあと、今年度最後の実行委員会を開催し、良かった点、改善すべき点等を検証し、来年度実施に向けブラッシュアップを図ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

アンケート調査の集計・分析を早い段階で行っていただきまして、実行委員会も早い段階で再度開催をしていただき、検証と今後に向けての取り組みを検討していただきたいと思っております。次の質問にまいります。

イベントをどう定着化、発展化させていくか、地域の実績、交流人口、誘客効果をどう高めるかという観点では、来年度以降の課題も見えてきたのかとも思います。

会場や日にちの設定、今回来場者が減ってしまった町民への周知と誘客など、具体的な対策も必要かと考えております。これだけのイベントは1年、2年でできるわけではなく、改善を重ねて作り込んでいくことが重要であるとも思っております。

今回のみのぶフェスにおいて、イベント事業計画業務委託の仕様書の中では、イベントの実施時における町の費用負担は、来年度においては、原則400万円を上限として実施するという旨の記載もありましたが、初めての試みということや、物価高騰を踏まえて、令和7年当初予算には650万円がみのぶフェスの補助金として計上されております。

そこで、来年度に向けての費用負担も含めた改善点など、取り組みについて伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

来年度に向けました改善点につきましては、先ほどのご質問でお答えしたとおり、アンケート調査の結果を踏まえた上で、来年度につなげてまいります。

また、みのぶフェスにかかる予算につきましては、予算要求段階でありますので具体的な金額は提示できませんが、今年度作製したのぼり旗や誘導標示、運営マニュアルの作成等については、次年度に予算計上する必要がないため、今年度の予算と比較すると減少することとなると思っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

合併を機に町民参加主体のみのお祭りまつりと、ほかの2つのお祭りのイベントを1つにして、従来行われたみのぶまつりに変わったわけです。それ自体も、集客も頭打ちになりつつあったので、そこでリニューアルをして、あけぼの大豆を中核として町外のお客さまをターゲットとして呼び込み、経済効果、宣伝効果をより高め、外貨獲得、交流人口の増加を目指し、開催したのがみのぶフェスであります。ですから、費用対効果の分析は重要であると考えます。費用を抑えながらも最大限の効果を生み出すこと。効果とは、来場者の増加であったり、会場内外での売り上げなど経済効果、また身延町のイメージアップなどがありますけれども、それらを念頭に置いて、来年度以降も頑張っていたきたいと思えます。

私、課長がいないときに観光課へ伺いましたけれども、職員で担当しておりました、名前を出していいのか分からないですけれども、男性職員、女性職員、主査クラスと主任クラスの方、非常に頑張って、お祭りの前も走っていたし、具体的に話を聞いたら、来年度以降、もっと良いお祭りにできると、自信がありますという話がありました。

私、どうなのかなと思って心配していたんですけれども、担当している職員はかなり汗を流して、今回のお祭りをより良くするという取り組み、今からそういうふうを考えていたので、来年度以降も私は期待して見守っていこうと思えますので、観光課、全庁挙げてお祭りを作り上げていただきたいと思えます。

次の質問にまいります。ふるさと納税の取り組みについて伺います。

本町のふるさと納税は、公式ホームページより身延町ふるさと応援寄附金として募っております。ポータルサイトは、楽天ふるさと納税、さとふるなど多岐に渡っており、寄附金の使い道についても、子育て支援、教育支援、スポーツ支援など選択できる形を取っております。

しかしながら、自治体間の競争は年々激化しており、返礼品の魅力やPR方法、寄附金の使い道の明確化など、自治体の工夫と戦略が求められております。

峡南地域では、近年、富士川町はふじかわまちづくり公社を立ち上げ注力し、返礼品の充実や積極的なプロモーションにより、寄附額が2億7千万円と大きく伸びております。

そこで、令和6年度の寄附額4,149万8千円、999件のうち、ポータルサイトでの取扱金額、件数および現在のポータルサイトでの返礼品の数、提供業者数を伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

令和6年度的全寄附額のうち、ポータルサイトでの取り扱い金額と件数につきましては、3,001万6千円、976件でした。

現在のポータルサイトにおける返礼品数、提供事業者につきましては、今年10月にふるさと納税支援業務委託業者の変更により、全サイトをリニューアルしたため、現在のところ一部掲載されておりましたが、12月末までに25者、約150品目の再掲載予定となっております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

全ての自治体で、ポータルサイトでのふるさと納税の取り組みを強化する中、アプローチ強化と運用改善は非常に重要かと思います。これらの運用に関しては、SEO対策、検索エンジン最適化など高い専門性が求められております。

それらの対応の強化改善のため、ポータルサイトの運営管理委託選定を公募型プロポーザル方式により8月26日に新たに行い、4社の応募の中から株式会社サイバーレコードと契約に至ったとの認識であります。新たなプロポーザルに至る経緯について、また、委託料は寄附額の%以内との表示もありましたけれども、正式な契約では、委託額の何パーセントとなったのか、また令和8年度の想定委託金額はいくらか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

年度当初に業務委託した前事業者は県内に事業拠点を置かず、担当者が県外での在宅ワークによる事務を行っていたため、トラブル発生時や町内の返礼品を取り扱う事業者への対応が不十分であったため、契約期間を9月末寄附分までに変更し、新たに県内に営業所を置くことを条件に付して、迅速かつ丁寧な対応を重視した委託事業者の選定に向けてプロポーザルを実施いたしました。

委託事業者につきましては株式会社サイバーレコード、委託料は、前事業者の寄附金額の6%に対し5%となっております。また、想定委託金額は1,479万7千円を見込んでおります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

前事業者は、当町の求める業務内容と齟齬が生じつつあり、契約期間の途中で打ち切り、新たな委託業者を選定したとの認識をいたしました。

当然、業者は1自治体だけと契約を結んでいるわけではなく、50自治体、110社以上との委託契約を結んでおります。取り扱いの金額によって自治体への対応も変わってくるのも事実であり、そこを埋めるためにも密な連絡、連携が欠かせないとも思います。

委託先の対応によって、今回のように契約を期間満了前に打ち切るという対応も必要であると思っております。

そこで、次の質問になります。

公募型プロポーザルの身延町ふるさと納税支援業務仕様書には、業務の目的や業務内容の詳細な記載があります。事務的な手続きやデータ管理、発送精算業務などありますが、中でもプロモーション業務が非常に重要であると考えております。

ポータルサイト上の見栄えなど、情報の充実や効果的なPRに努め、より多くの寄附者に訴

求することを含め、特に寄附額の増加を実現するための寄附者の動向や人気の返礼品、市場の流行など、受託者が有する独自のノウハウやアイデアを活用した効果的なプロモーションを本町に提供し、本町と協議の上、実施するということでありますけれども、具体的にどの程度の頻度で、どのような形式で提案を受け協議を行っているのか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

株式会社サイバーレコードについては、現在71の自治体の受託があり、高い知見と幅広いネットワークを生かして身延町ならではの魅力の発信や返礼品の開拓などにより、寄附額の成長に結びつけることを期待しております。

担当者間の協議につきましては、オンラインでの定例ミーティングを毎週実施を基本とし、その中で、提案内容や双方共有しておくべき事項については適宜、協議、情報共有を実施しております。また、タスク管理表やチャットワークといったツールも活用し、日々の業務連携を行っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

今回の業務委託契約を結んだ株式会社サイバーレコードとは、毎週定期的なミーティングを行っていくということですので、この切り替えが正解であったと思えるような成果を期待しております。

次の質問にまいります。

令和6年3月定例会において、現地決済型ふるさと納税、旅先納税についての提案を行いました。

令和7年3月定例会において、当町に最も適した現地決済型ふるさと納税「ふるさと応援納税®」の導入を決定した旨の答弁がなされ、令和7年6月より運用が開始されました。

そこで、現在の加盟店数、運用実績について伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

11月末現在の加盟店は15事業者で、寄附金額は268万3千円となっております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

再質問になります。

下部温泉を訪れる湯治客や、「ゆるキャン△」のファン、身延山参拝者などリピーターが多い当町には、ふるさと応援納税のシステムが合っているのではないかと、周知段階であるけれど

も、現在の寄附額268万3千円について、私の分析では、取り組み次第によっては、今後伸びるのではないかと感じております。そこで、担当課としての将来的な分析はいかがでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

このシステムを導入してから約6カ月になりますが、ここまでの実績の内容は、下部温泉郷の湯治客をはじめとした宿泊施設の利用者が大半を占めております。

身延町への来訪者には、下部温泉郷への湯治客、「ゆるキャン△」のファン、身延山への参拝者など、身延町に想いが強い方が多く、これは町の強みとも言えます。

通常のポータルサイト利用に比べて、寄附者が自治体への支援やこの地域に貢献する意味合いが濃いことから、こうした方々に対して受け入れやすいシステムであります。

今後は、ふるさと応援納税を利用できる施設をさらに増加し、来訪者が町内を周遊して利用できるような整備を進めてまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

宿泊・飲食・体験を連動させ、来訪者として消費に直結させることで、来訪・寄附・消費の好循環をつくるのが可能であるふるさと応援納税ですが、そのためには、宿泊・飲食・体験施設の加盟店拡大と利用時の利便性案内の徹底が前提となります。

そこで、加盟店拡充の勧誘強化や各店舗、各食堂の各テーブル、また宿泊施設の各部屋などにPR用のアクリル板POPなどの配置をするなど、即効性のある利用促進のキャンペーンの実施を行うべきだと考えております。今後の拡充計画や目標値について伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

今後の拡充計画につきましては、飲食店における総務省からの承認を受けたばかりであり、現在は事業者に対して鋭意サービスの案内をしているところです。今後もさらに加盟店の増加に向けて、委託業者とともに事業者への周知を図っていきます。特に数値目標を設定せず、ふるさと応援納税がどのような事業所において効果的であるか検討の上、働きかけを行ってまいります。

なお、事業所への説明の際には、遠藤議員にも同行していただきありがとうございました。引き続きご協力をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

このような現地決済型のふるさと納税は、山梨県内では同じシステムを使っている南アルプス市、別のe街ギフト等を使っている笛吹市、チョイスPayという甲府市など、まだまだわずかであります。

返礼品競争からの脱却と地域ブランディングへのチャンスでもあり、大きくこれから伸びるのではないかと考えております。

初期導入への自治体からのサポートや現場オペレーションに対する継続的な支援や指導、人的な支援の充実であったり、来訪者へのPRのための周知のチラシや販促物など予算的な支援なども早急に取り組んでいただきたいと思います。

そのような運営の丁寧さとデータに基づきながら、体験型ふるさと納税の先駆けと当町になっていただきたいと思います。

次の質問になります。企業版ふるさと納税について伺います。

これは添付資料1ページにも、当町の企業版ふるさと納税の納税先は記してありますけれども、令和6年第4回定例会で企業版、本町のふるさと納税に対する捉え方と取り組みについて質問を行いました。答弁では、多様な手法を検討・導入して取り組みを進め、促進を図るというものでありました。

その段階では、Webサイトの活用、企業版ふるさと納税、納税希望企業紹介サービス、企業版ふるさと納税マッチング支援への加入、企業と地方公共団体とのマッチング会、Webの視聴などが示されましたが、その後、新たな取り組みは行われているのか、また、令和6年度の実績、また令和7年度、10月現在の実績も含め、今後の展開を伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

今年度の新たな取り組みとしては、納税希望企業紹介サービスを実施している事業者2社と契約をいたしました。また、寄附に対する身延町ならではのベネフィットを金額ごとに定めるとともに、リーフレットを作成し、町からも企業版ふるさと納税についてPRする体制を整えているところです。

次に、令和6年度の実績につきましては、7件で1,740万円、令和7年度は10月末時点で、5件、170万円となっております。前年度比を大幅に下回っている要因は、本定例会において提案しております一般会計補正予算（第5号）建設課への指定寄附金のうち、毎年寄附をいただいている企業が、令和6年度の企業版ふるさと納税に対して、使途の内容により今年度は指定寄附金としてお受けすることとなったため、企業版の寄附額は減少しますが町全体としての総額は減少しないと見込んでおります。

今後も、企業版ふるさと納税にこだわらず、一般寄附、指定寄附を含めて総体的な寄附額の増加に向けて取り組んでまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

企業版は一般の寄附であったり、ふるさと納税を使ったりということで、金額的にふるさと納税は減っているけれども、金額全体とすれば、それは切り替わっているので変わっていないと、前年並みですという報告でありました。これは今後、伸びしろがあるので、企業版ふるさと納税の取り組みを少しずつでも積み重ねていただきたいと思います。

町長も非常に多忙で、山梨県町村会の会長をやっていたり、関東の町村会の会議に出たり、全国も出たりということで多忙かと思えますけれども、逆にいろいろな方とも巡り合えるチャンスでもあるかと思えますので、そのへんを念頭においていただいて、全然、当町にゆかりのない人にいきなり寄附をお願いしてもあれかと思うんですけれども、そういう人の中では身延町出身であったり、山梨県出身の人も出てくるかと思えますので、町長の手腕とトップセールスも必要かなとは思っておりますので、念頭に置いて取り組んでいただけたらと思っております。

最後、次の質問、クマ対策について伺います。

こちらも添付資料がありますので、後ほど見ていただけたらと思えます。

令和7年第3回定例会では、同僚議員の両佐野議員が質問を行いました。防災無線での呼びかけ、目撃地が住宅に近い場合は猟友会、警察と連携を図り見回り、必要に応じて追い払いの花火、箱罟設置などの対策を実施していくこと。通学路対策としては、クマ鈴の配布、安心メールでの注意喚起、危険度が高い場合は教職員の同伴の登下校などの対策が示されております。

本町は、山林、里山、集落が複雑に入り交じる地域であり、自然環境と人の生活圏、接点が多い地域です。そのため、ツキノワグマの出没、目撃情報が多く発生し、場合によっては人身被害につながるリスクも現実化しつつあり、実際、令和7年8月8日には、本町折門地内において70代の女性が養蜂箱付近でクマに襲われる人身被害も発生しております。

山梨県では、11月10日、23市町村担当職員38名参加のもと、クマ対策の初の会議を開催いたしました。県が策定を進めている緊急銃猟に関するものやハンター不足の対応、市町村連携の質問などが挙げられたとの報道も見られました。

そこで、当町の当会議への参加の有無、参加後の町内の情報共有と今後の対応について伺います。

○議長（伊藤達美君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

11月10日に開催された山梨県ツキノワグマ市町村担当者会議へ、本町でも2名の担当職員が出席をいたしました。ツキノワグマの生態や行動特性・出没時の対応や対策について講義を受け、本年度の出没状況や緊急銃猟等の対策について説明がありました。

県でも緊急銃猟に向けた市町村向けのマニュアルを現在作成中とのことでしたので、町でもマニュアルが示されたところで役場内での情報共有を図り、県主催の合同訓練への参加や、必要な物品等の準備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

次の質問になります。

ツキノワグマ対策において、被害発生箇所の周辺の捕獲檻等を設置し、可能な限りの捕獲を掲げつつも、人身被害発生や同一個体が住宅周辺に出没を繰り返すなど、人身被害が懸念される場合において、最小限の捕獲との方針があり、駆除に対しては非常に限定的であるのが現状であります。

鳥獣被害防止計画では、侵入防止柵や耕作放棄地の刈り込み、放任果樹の除去などの課題が明示されており、クマ対策においても耕作放棄地、放任果樹地の刈り込み、除去、里山の再生活用等を推進することが急務であると考えます。

そこで、里山整備や放任耕作地や果樹の刈り込みや撤去を促す周知方法や支援制度、これには補助金や地域ボランティアについてもあるかと思えますけれども、また、ほかの自治体ではドローンを活用したクマの追い払いなど試験的に取り組みを始めているところもあります。当町において、具体的な計画と取り組みについて、伺います。

○議長（伊藤達美君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

人口減少や高齢化など、いろいろな要因が重なり、里山が整備されなくなり、山際や人里まで、野生の動物が隠れて近づきやすい環境ができてしまっていて、本年6月から8月にかけては、昨年度の2倍を超えるクマの目撃情報が役場に寄せられました。

山際の見通しをよくして、クマと遭遇しづらい環境づくりが大切ではないかと思っておりますので、機会を通じて定期的な草刈り等で見通しの良い環境づくりを呼びかけていきたいと思っております。また、他自治体の例を参考に補助制度等についても検討を行っていききたいと思っております。

なお、産業課では、本年度から、住宅地付近でクマの目撃情報があった際には、猟友会、警察による付近の警戒に併せて、ドローンによる上空からの警戒・確認も行っているところです。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

報道にもありましたけれども、前橋市は柿の木1本、伐採1万円という補助を出したところ、150万円の当初、予算だったと思うんですけども、申し込みが殺到して、すぐに満杯になってしまったとか、ほかの自治体でも2分の1の上限5万円であったりとか、柿の木、栗の木を無償で伐採したりということをやっている市や町もあります。

独自の取り組みは、それぞれの市町村で行われておりますので、11月20日に山梨県のツキノワグマ緊急対策パッケージ、添付資料にもありますけれども、公表されております。県の支援も具体的な事例が示されておりますので、当町でも積極的に県の支援パッケージメニューを活用していただいて、素早い対応をしていただきたいと思いますと思っております。

次の質問にまいります。

観光課の指導のもと、身延山観光協会などで実施している観光客、登山客に向けたクマ鈴レ

ンタル等の安全装備配置のほか、住民に対するクマ対策装備、クマ撃退スプレーであったり、鈴であったり、襲われた時の行動マニュアルの普及状況と計画について、また町の広報におけるクマ目撃の速報体制、今、防災みのぶで流れておりますけれども、それらの強化や取り組みについて伺います。

○議長（伊藤達美君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

クマ鈴や、クマ撃退スプレーについては効果が高いと思いますが、これまでも個々にご準備をさせていただいております。

特に、山小屋での農作業や、登山などで山に入る際は、ご準備をお願いしたいと思っております。

また、町ではクマの目撃情報のご連絡をいただいた場合、発見場所や時間、個体の大きさ、頭数、その後どここの方面へ行ったかなどを確認し、グループLINEで関係各課の職員に情報を共有するとともに、なるべく早く防災無線放送するとともに、本年度から運用を開始したスマホの“みのぶ防災・行政ナビ”アプリ「ライブビジョン」でもお知らせしています。その後、ホームページにもクママップにより目撃情報の位置等を掲載しておりますが、そのホームページの最下段に「クマの被害にあわないために」という県のホームページへリンクする設定も行って、クマに関係する注意喚起についてもお知らせしておりますので、ぜひご参考にいただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

私も山を歩きますので、当初、クマの騒ぎになったときには、山の中に住んでいるんだからクマに会うのは当たり前だなんていう感覚でいたのも事実です。

しかし、報道がどんどん過熱するにあたって、女性や特に高齢者の方などは、クマはどうなっているんだなんていう問い合わせも、実際、私のところに何人かあったりして、報道によって、さらに不安になってしまっているということも現実であります。

それを含めて、次の質問にまいります。

日常の生活が脅かされている状況において、単に「恐れる」だけでなく、クマの生態や行動特性を理解し、「正しく恐れる」ための知識や行動指針を住民一人ひとりが身に付けることが、今後の安全対策において極めて重要であると考えます。遭遇時の正しい対処方法やクマを寄せ付けない生活環境、クマの生態・行動学などを知識として身に付ける「クマを正しく恐れる」ことをテーマとした町民を対象とした対処法や安全講習の実施について検討すべきであると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

先ほどの回答と重複いたしますが、町のホームページのツキノワグマ目撃情報の最下段に「クマの被害にあわないために」という県のホームページへリンクする設定を行っておりますので、そちらの注意喚起チラシをぜひご確認いただきたいと思っております。

また、クマの生態・行動学等について、町民の方も参加可能な安全講習会等を、なるべく早く、春先の年度内中には開催できるよう検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

先ほど県が示されたパッケージにも、令和8年2月をめどに、クマの動向に対する動画等を作っていくということですので、それらを広報していただいて、住民に正しく恐れる姿勢を周知していただきたいと思います。

恐いから山へ行かなくなったり、農作業をやめてしまったりということも結構、女性の方、聞いております。散歩に行かなくなったりとか、朝、歩かなくなったりとかということになっておりますので、これからは冬眠期に入りますので、クマの目撃情報が少なくなってくるかと思いますが、春先、3月、4月にはまた増えるのではないかと思いますので、それまでにそういう知識をしっかり持って、行動を工夫して、地域ぐるみで、身延町独自で備えていく必要もあるかと思っております。

町民が全員で、その細かな暮らしを守る力を付けるために、行政が主体になっていただいて、分かりやすい周知の方法をしていただきたいと思っております。

紙媒体でやると非常に無駄なんですけれども、当町は高齢の方がおりますので、ホームページのリンクが貼ってあるので、それを見てくれと言ってもなかなか見なかったり、アプリでクマの情報を伝えても伝わらなかったりということもありますので、非効率的かもしれませんが、チラシ等の配布も含めて検討していただけたらと思っております。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（伊藤達美君）

遠藤公久君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ではありますが、ここで暫時休憩といたします。

再開は11時といたします。

休憩 午前10時48分

再開 午前11時00分

○議長（伊藤達美君）

それでは、一般質問を再開いたします。

次は、通告の3番、佐野昇君の一般質問を行います。

佐野昇の質問を許可いたします。

登壇してください。

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

通告に従いまして質問をさせていただきます。お願いいたします。

まず、10月18日に開催された、みのぶフェスについて伺います。

先ほど同僚議員から同様の質問がありましたので、削除しながら伺います。

名称を変更して、会場もクラフトパークになり開催されました。みのぶフェス開催前に「みのぶまつり」の日程や時間、姉妹都市等の参加などについて、町民の皆さまから聞かれました。

町民の中には変更が周知しきれていないと感じ、また開催後の参加業者さまからはお客さんが少なかったという声が聞かれ、PR不足も感じました。

お話がありましたが、情報発信もかなり実施しておりましたようです。

先ほどの集客数もクラフトパークで2,700人と書いていましたけれども、人流データの数は、測定方法など、あまり私、分かっていないんですけれども、関係者や出展業者数などがその中に含まれているのではないかと、私は思っていますので、ちょっと少なかったなと思っております。

駐車場も空きが多く、他に確保した駐車場も利用されていなかったようです。先ほど入場者についての分析内容のお話もいただきました。

みのぶまつりの趣旨は、ご家族そろってお越しく下さいです。身延の太鼓演奏や町内の各種団体からの出展や業務内容の紹介、福祉・啓発コーナーや町民に抽選会などの企画もしていたと記憶をしています。身延町の合併を記念しての町民のお祭りであるとの認識です。

フェスでは、町外から多くの皆さまにお越しいただける新しいイベント、実行委員会の趣旨は、あけぼの大豆を中心とする多様な資源を活用することで、多くの誘客と町内の周遊性を算出し、町内の各事業者および地域経済の活性化を図ることを目的に開催とありました。

この「みのぶフェス」は、「みのぶまつり」とは、まったく別のイベントだと感じました。「みのぶまつり」に代わるものではないと判断をしていますけれども、担当者の見解を伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えをいたします。

13回続きました「みのぶまつり」につきましては、みのぶまつり実行委員会の中で在り方が検討され、令和6年4月の実行委員会におきまして「みのぶまつり」は終了すること、新しいイベントを企画することが決定いたしました。

みのぶまつりに代わる新たなイベントを計画するため、イベント事業計画策定業務委託を公募型プロポーザルで業者を募集・選定し、事業計画が作成されました。

この事業計画におきまして、「みのぶフェス」のコンセプトにつきましては、町民に親しみがあり、長い歴史のある「みのぶまつり」の伝統を継承しつつ、地域の魅力を広く発信し、地域外からの誘客、地域経済の活性化へとつなげていく新しいイベントを目指すこととしております。また、実施内容として、枝豆の軽トラ市、あけぼの大豆を使用したメニューが楽しめるグルメエリア、また、町内の事業者を中心としたマーケット、県内外のクリエイターなどの店舗を展開、また、砂金採り、紙すき、腕輪作成など身延町ならではの体験エリアを設置することとしておりました。

今年のみのぶフェスは、このコンセプトと実施計画をもとに実施したところであります。

現在、みのぶフェスに関するアンケート調査を実施しており、このアンケート結果等をもとに、さらにブラッシュアップしたイベントが開催できるよう実行委員会で検討してまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

町民が集うイベント、町として盛大に開催するお祭りが必要だと思っています。コロナ禍後、やっと集落ごとにお祭りが復活しています。全町民を対象として町民の笑顔があふれる、子どもからお年寄りまで参加して盛り上がるイベントを復活させていきたいと思っています。イベント会社の企画でなく、町民が考える参加したいと思えるイベント、「みのぶまつり」、来年は復活等、検討して開催していただきたいと思うんですけども、そのへんについての見解を求めます。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えいたします。

みのぶまつりについては、実施主体であるみのぶまつり実行委員会において、令和3年度からまつりの在り方について検討してきました。健康福祉部会、商工部会、産業部会の3部会で構成され、部会ごとにまつりに対する目的・ターゲット・考え方に違いがあり、参加者が年々減少していることを踏まえて、構成する全ての部会から終了する意思を示されたため、令和6年度の第13回をもって終了いたしました。

実行委員会は町の外部組織であります。すでに開催しており、その構成団体が先ほどの理由により復活に向けた意思を示すことは難しいと思われ。むしろ、既存のイベントにおいて内容の充実や見直しにより、より多くの町民が参加できる機会の創出を検討することが現実的と考えます。

併せて実行委員会からは、みのぶまつりに代わるイベントとして、身延町の資源を活用して町外からの誘客を促し、かつ町民も楽しめる身延ならではのイベントとする旨を提案され、今年行われたみのぶフェスの開催につながっております。みのぶフェスの内容などブラッシュアップを図り、より町民も楽しめるイベントとすることが望ましいと考えております。

なお、みのぶフェスにつきましては、身延町観光協議会、身延町あけぼの大豆振興協議会、身延町商工会をはじめとする関係組織で構成する実行委員会方式により町民が主体となって運営されるイベントでありますので、町からはご質問の趣旨を実行委員会にお伝えし検討していただくこととします。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

みのぶまつりでは、参加者が年々減少しているとおっしゃいました。毎回、実施するごとに現状を分析し、内容を見直す、町民のためのPDCAが回っていないのではないか、それが現状ではないかと思えます。

今後、みのぶフェスの内容をブラッシュアップして、町民も楽しめるイベントとすることが望ましいと考えていると答弁をいただきました。おっしゃっていただいたイベントの内容の充

実や見直しにより、より多くの町民が参加できる機会の創出を検討することが現実的とのこと。ぜひ町民が集い、町民の笑顔があふれる、町民のためのイベント内容を考えていただき、町を挙げて盛大にイベントをしていただきたいと思います。お願いをいたします。

次の質問に移ります。

次に、ごみ収集所設置事業について伺います。

集落から要望があり、ゴミ収集車にネズミが入り込んで袋を破り散らかして困る、との訴えがありました。カラスも突いて周りに散らかして掃除を頻繁にしているとのこと。収集所の確認をしてみましたけれども、骨組みも錆びて、ないところもある。どこからでも入れる状態になっていました。

新規に作成しようと集落で検討をしましたが、20万円以上必要ということで諦めました。プラスチックの網目の小さなものを購入し、6画を囲い、対応を実施しました。

本町の規定では、平成16年9月に告示された「身延町ゴミ収集所設置事業原材料支給規程」があります。収集所のゴミの散乱防止と再生資源に係る回収活動の促進を図り、もって良好な生活環境を保全することを目的として、集落が行うゴミ収集所の設置事業に対して、この告示の定めるところにより、予算の範囲内において原材料を支給する、とあります。

1つの事業費は1万円以上から8万円以下のものに限る。となっています。そして、原材料支給を受けようとする集落は、支給申請書を毎年1月10日までに町長に提出しなければならない、このようになっています。

この規定は、新規に設置する事業に対しての適用なのか。また、毎年1回とは年度ごとに審査をして支給時期が決まっているのか、そのへんについて伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

既存のゴミ収集所について、設置替えを含む新規設置や修繕等にかかる原材料費を支給するものです。予算の状況により申請を受け付けていて、支給時期は決まっています。

また、限度額を超える事業も対象で8万円まで支給しており、期日に関係なく相談を受けております。

規程の文章につきましては、誤解が生じる表現もございますので、修正を検討いたします。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

再質問します。

ゴミの散乱で良好な生活環境を保持できない状態である場合は、予算がなくてもすぐに対応していただけないという解釈でよろしいでしょうか。伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

そのような状態である場合は、住民の生活環境の確保を優先して対応してまいります。

そのため、事前にご相談をいただいた上で、地域が速やかにゴミ収集所の設置や修繕を実施できるように、町としてできる限りの支援を行ってまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。

次に、ゴミ収集所の新規作成費用がどのくらい必要かご承知だと思いますけれども、支給規程の金額の現状が今と合っているとは思えません。数人の集落で高齢者ばかり、妥当だと思っているのか。

また、原材料支給とは、材料を買って集落で溶接などして作成するということなのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

これまでの実績から、原材料費が限度額を超えている事業も見受けられます。

限度額につきましては、物価や近隣の市町村の実施状況を注視しながら、適切な支援の在り方について検討してまいります。

支給対象につきましては、集落や業者による施工や修繕に使う原材料、また、既製品の購入も対象となります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

再質問します。

新規作成した場合の費用ですけれども、私が近隣から聞いた見積もりでは20万円以上と聞いています。何カ所か金額を見てみたんですけれども、場所により大きさの違いが非常にまばらで、違いがあります。どの程度の費用をかけて作成しているのか、他の地域の情報などをお持ちでしたら教えていただけますでしょうか。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

新規にゴミ収集所を設置した場合の費用についてですが、過去3年間の実績による平均は約22万円となっております。このうち、原材料費の平均は約8万1千円であり、材料としては鉄骨・鉄筋、アングル、角パイプ、トタン、生コンクリート等を使用しております。

なお、町ではゴミ収集所についての大きさや構造などの規格は設けておりません。地域の世帯数や設置条件に応じて、収集所の規模や仕様を地域住民の合意により決定しているところで

はあります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

次に、先ほど言いましたように、集落を見るとお年寄りの一人暮らしが多く、とても1軒につき、おばあさんに1万円、2万円という金額を出してくれとは言えません。

また、支給申請書を毎年1月10日までに提出とは、審査して予算取りをして、翌年度予算に反映するということなのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

限度額の見直しにつきましては、先ほど申し上げたとおりです。

申請期日を設定した目的は、年度内に原材料費を支給できるよう、設備の製作、設置、据え付けまでの期間を考慮したものです。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

次に、町民の皆さんが身近で困っていることを本当に分かってもらっているのか、今、困っている、何とかしたい、このままにしておけない。先ほども言いましたように、「身延町ゴミ収集所設置事業原材料支給規程」の内容、金額等について見直しが必要だと非常に思っています。そのへんを検討していただけるのかどうか、見解を伺います。

○議長（伊藤達美君）

笠井環境課長。

○環境課長（笠井健一君）

お答えします。

規程の見直し、改定につきましては、先ほど申し上げたとおりでございます。

ゴミ収集所は地域住民の皆さまが設置や維持管理をしてきた、地域の共有財産でございます。そのため、設置に際しては、地域の合意形成や自主的な維持管理が重要であり、地域主体による取り組みを尊重してまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ゴミ収集所は、地域住民が設置して自主的な維持管理が重要である。行政はそれに対して原材料の支給をするという、あとは地域主体の取り組みであるということでございますけれども、先ほど言いましたとおり、地域はお年寄りが多く、非常に困っています。何とかしてほしい、そういう声を上げています。ゴミ袋を運ぶにも、自分を支えるゴロに乗せて、おじいさん、お

ばあさんが頑張っています。

21年前の規程ですから、人口も7千人以上減少していますし、地域の構成もまったく違います。

ちなみに、地元では、私は若い衆と呼ばれています。皆さん、私は何歳かご存じだと思うんですけども、そういう状態でみんなでお年寄りを集めて造ることもできませんし、非常に困っているという状況だけは理解していただいて、そして、お年寄り、みんな物価高で大変です。限度額の見直しなど修正検討をお願いし、ぜひ町民に寄り添った考え方、対応をお願いいたします。

最後に、規程類の定期的な見直しについて伺います。

先ほどの「質問2」のゴミ収集所設置事業の支給規定についても答弁がありましたけれども、この規程内容について、私は現状に合っているとは思っていないというお話をさせていただきました。見直しをしてくれるとのことですけども、平成16年9月施行で21年経過している改訂履歴、これを見ますと、本町には条例、規程、規則など900ほどの決めごとがあります。

法改正の施行に伴い、関係条例の見直しなどによる改正は、随時実施されていますけれども、平成16年9月13日から施行後、一度も改正されていない条例類もいくつかあります。

21年が経過していますけれども、本町の現状に合っているのか、あるいは廃止が望まれる場合もあるのではないかと判断をしています。

これらの規程類の見直しが定期的に必要なだと判断していますけれども、実施されているのか伺います。

○議長（伊藤達美君）

佐野総務課主幹。

○総務課主幹（佐野吏君）

お答えします。

例規の制定改廃が必要な場合は、身延町法令審査委員会規程により、事前審査連絡書に制定文または改正文、改正の場合は新旧対照表が添付された文書が所管課から総務課に提出されます。

そこで、提出された文書を法制担当が審査したのち、法令審査委員会で審議し、内容や形式などを整えます。その後、決裁を受け、条例であれば議会に上程し、議決後に議長から町長へ送付され、公布を行います。条例以外の規則や告示等については、所管課の希望等を踏まえ、適切な時期に公布を行います。

制定改廃のタイミングについては、随時、各所管課が必要に応じて行っております。

ちなみに、令和6年度の制定改廃数の実績ですが、条例は新規が4本、改正が45本、廃止が0本。規則は新規が5本、改正が24本、廃止が4本。告示は新規が17本、改正が39本、廃止が3本。訓令は新規が1本、改正が18本、廃止が3本というような状況です。

例規の制定改廃は、社会情勢の変化や町民のニーズに応じて行われるべきであると考えておりますので、各所管課に必要なに応じて適時性を検討するよう、今後も要請していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君。

○5番議員（佐野昇君）

ありがとうございます。ただいま、制定、改廃数の実績を伺いました。社会情勢の変化や町民のニーズに応じて行われるべきである。そのタイミングは随時、各所管課が必要に応じて行うということです。つまり、所管課任せになっているということではないかと思えます。変化や町民のニーズは、各所管課の捉え方、それぞれ感性によって違います。忘れることもあるでしょうし、気づかないこともあると思います。

文書管理は作って終わりではなく、内部監査などによる定期的な見直し更新が欠かせません。法改正やルール変更、契約書や規程をアップデートし、常に最新の状態を維持管理する必要があります。

規程類管理の法的な拘束はありませんけれども、規程類の最新版管理は重要です。ぜひ規程類の管理規程の策定などを検討していただきたいと思えます。

以上で、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（伊藤達美君）

佐野昇君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

なお、広報編集委員会より議場の写真撮影の要望がございますので許可します。

その場において、議員側の写真とそれから執行部側の写真を撮るということでございますので、よろしく願いをいたします。

休憩 午前11時27分

再開 午後 1時00分

○議長（伊藤達美君）

それでは、一般質問の再開をいたします。

次は通告の4番、望月俊君の一般質問を行います。

望月俊君の質問を許します。

登壇してください。

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

通告に従い、一般質問を行います。

まず、「ゆるキャン△」とタイアップやコラボレーションについての質問です。

本町は、「ゆるキャン△」の舞台地として、これまで多くのタイアップやコラボレーション企画を積み重ね、観光振興にも大きな成果を上げてきました。

その中でも継続的に行ってきた事業の一つとして、「ゆるキャン△」デザインの身延町公式年賀状が挙げられると思います。昨今、年賀状じまいという言葉がある中でも、「ゆるキャン△」デザインの年賀状は、例年販売開始直後に売り切れが出るほどの人気を博していたと認識していますが、こうした需要の高さを踏まえると、販売休止により期待していた方々への影響も少なくないと考えます。

そこで、今年度から身延町公式年賀状を販売休止にした理由と、また今後これに代わる商品の販売を検討しているか伺います。

○議長（伊藤達美君）

高野企画政策課長。

○企画政策課長（高野修君）

お答えします。

身延町公式年賀状販売事業につきましては、昨今の年賀状じまいの増加や年賀はがき価格の値上げの流れを受け販売休止としました。「ゆるキャン△」デザインにおいてもイラスト作成委託費や著作権手数料、印刷費等の経費との費用対効果を精査し、町のPR事業を総合的に見直す中で、このような措置をとらせていただきました。

町では、「ゆるキャン△」が町の活性に向けて大きな効果をもたらしていることを認識しているため、代替事業として町公式マスコットキャラクター「みのワン」と「ゆるキャン△」のコラボ商品であるステッカーとアクリルキーホルダーを民間事業者と共同開発し、道の駅しもべやイベント等で販売しております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

年賀状販売休止の理由や代替事業の説明をいただきました。しかし一方で、長年続いた事業が今年度から急に終了したことで、今後、作品との連携はどうなるのかといった不安の声も一部寄せられています。

こうした声を踏まえ、次の質問に移ります。

「ゆるキャン△」とのコラボレーションは、これまで町の知名度向上や観光振興に大きく寄与してきたと考えます。現在アニメ4期の制作も進行しており、今後も注目が続くことが見込まれますが、町として「ゆるキャン△」コンテンツとの連携をどのように位置づけ、活用していく方針か伺います。

○議長（伊藤達美君）

青嶋観光課長。

○観光課長（青嶋浩二君）

お答えいたします。

平成27年に連載が始まりましたアニメ「ゆるキャン△」につきましては、現在第4期の制作が進行中であり、今後も町への注目が続くことが見込まれることは、町も望月議員と同様の考えであり、町としましては、引き続き観光振興施策の柱の一つとして位置づけ、その効果を最大限に活用していく方針です。

今後の「ゆるキャン△」との連携・活用につきましては、これまでと同様の体制で推進してまいります。具体的には、五条ヶ丘活性化推進協議会、みのぶニューツーリズム協議会、身延町商工会等と密接に連携し、町内の経済波及効果の拡大を図る中で、「ゆるキャン△」が及ぼす効果をさらに高め、地域活性化につなげていく考えです。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

私自身もこれまで、「ゆるキャン△」関連のイベントに多く携わってきましたが、継続して取り組むことこそがファンの信頼につながり、地域への愛着を育てると強く感じております。

今後も町が一貫した姿勢で連携を続け、地域住民と作品のファン、双方にとって誇れる取り組みとなるよう、私も五条ヶ丘活性化推進協議会として引き続き力を尽くしてまいります。

では、次の質問に移ります。

次は、児童生徒の下校時の安全対策についての質問です。

私は、児童生徒が安心して通学できる環境づくりは、町にとって最も重要な基盤の一つであると考えております。とりわけ冬季は日没が早く、街灯の少ない場所では、生徒が徒歩で帰宅する際に足元が暗く、非常に危険な状況となっております。

さらには、クマなどの野生動物の出没も多数報告されており、児童生徒の安全を確保するための対策がより一層、求められる季節であります。

そこで、まずは児童生徒の下校時における安全確保のため、現在どのような取り組みを行っているか、伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

児童生徒の登下校時の安全確保については、児童生徒が安全に通学できるように策定した身延町通学路交通安全プログラム（通学路の安全確保に関する取り組みの方針）に基づき、関係者である学校、保護者、警察、道路管理者、町が連携し、通学路の合同点検や対策の検討、横断歩道、標識などの交通安全施設の整備、見守り活動、交通安全教育を行い、安全な登下校を確保しています。

日々の具体的な安全確保の取り組みとしては、スクールガードリーダーにより、児童の登下校時の交通誘導や通学路安全点検の助言が行われています。また、青色の回転灯を装備したパトロール車、通称青パトが下校時に町内を巡回し、犯罪の未然防止や地域住民の防犯意識を高めています。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

日頃から通学路点検をはじめ、関係機関との共同で安全確保に取り組んでいただいておりますが、冬季は日が暮れる時間が早くなることから、下校時の視認性が大きく低下します。

そこで、冬季の日没後の、通学路における照明や視認性などの安全対策は十分なされているか伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

通学路の安全確保対策は、毎年度、通学路に関する保護者の意見や要望を踏まえて、各学校において通学路点検を行い、対策の必要箇所を洗い出し、さらに関係機関である警察や道路管理者との合同点検時に具体的な対策につなげています。

したがって、日没後の暗くなってから通学路の照明や視認性に問題があり、対策が必要な箇所についても、毎年度の通学路の安全点検により対策を講じています。具体的には、街路灯などのあるルートへの変更や街路灯などの設置が必要な場合は、お住まいの区から町への要望事項に設置の要望を取り込んでいただくよう案内をしているところです。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

要望があれば、街路灯の設置など対策はしていただけるとのことですが、現場から声が上がった際には、ぜひ柔軟に対応していただきたいと思います。

しかしながら、視認性の確保という点では、ハード面の整備だけでは、全てはカバーしきれないと考えます。生徒自身が身を守る工夫も重要であるという観点から、最後の質問をさせていただきます。

日没後の下校が多い生徒に対して、反射材および簡易ペンライト等を無償で配布するなどの安全対策は考えていないか伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

日没後、暗くなってから下校するのは、主に部活動を終えた中学生になります。暗くってから歩行者は、車から見えにくくなり、反射材やライトを身に付けているとドライバーからの視認性を高めることができ、ライトがあれば足元が明るく歩きやすくなり、通学の安全性の向上につながる効果が期待できると思います。

反射材やライトの必要性は、学校やバス停から自宅までの街路灯などの有無など、各家の立地場所により通学路の状況が各家庭で異なることもあり、一律に反射材や簡易ペンライト等を揃えることはしていません。個人的にライトを携帯している生徒さんはいます。

以上の状況もありますので、反射材や簡易ペンライト等が必要と考えるご家庭では、入学支度金の支給もありますので、個人的に購入していただければと思います。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君。

○2番議員（望月俊君）

児童生徒の安全確保は、事故を未然に防ぐだけでなく、保護者の安心感にもつながる大変重要なテーマです。

本町では、これまで防犯ブザーやクマ対策の鈴などを支給し、安全対策に取り組んでいただ

いていることは把握しております。

しかし、冬季の日没時間や地域の状況を踏まえますと、引き続き児童生徒が安心して下校できる環境づくりが求められます。

来年度予算編成にあたりましては、より一層の安全対策が反映されることを期待いたします。以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（伊藤達美君）

望月俊君の一般質問を終わります。

続けて一般質問を行います。水を交換いたしますので、しばらくお待ちください。

次は通告の5番、市川司君の一般質問を行います。

市川司君の質問を許します。

登壇をしてください。

市川司君。

○7番議員（市川司君）

通告書に従いまして一般質問を行います。

午前中の遠藤議員の質問と重なる部分もあろうかと思いますが、頻繁に出没しているクマ対策について質問します。

環境省の11月4日の発表によると、今年度上半期、4月から9月ですが、全国のクマ出没件数は2万792件でありました。2024年度の同時期の1万5,832件を大幅に上回り、統計の残る2009年以降、最悪のペースになっている。死傷者数の過去最多は2023年度の年間219人で、10月末時点では、その年は182人でした。今年度は10月末時点で196人となり、23年に比べ10人も多くなっています。

また、例年の1年間の死亡数は5、6人であるのに、今年は11月上旬で13人の方が亡くなっています。

身延町でも4月から10月までの間に45件の目撃情報がありました。現在では、もっと増えているようです。10月30日の夕方には、児童生徒が複数人乗降する、相又団地付近で目撃情報がありました。次の日の朝、教職員が見回りに来ており、学校の対応の早さは保護者の安心にもつながったようであります。しかし、教職員もクマに対しては普通の一般人であり、教員の安全も確保しなければならないと思います。

今後、このような通学路の安全をどのように確保するのか伺いたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

クマ出没による通学路の安全確保策については、児童生徒にクマ鈴を用意し、携帯するよう指導してもらっています。クマ鈴により、人の存在を知らせ、クマとの遭遇を未然に防ぐことが期待されます。

学校では、バス停付近にクマの出没情報があった場合には、教職員による見回りなどを行っています。その際、護身用として、クマ撃退スプレーを購入し常備するように伝えています。また、教育委員会としては、産業課からいち早くクマの出没情報を入手し、速やかに学校に連絡し、学校内で情報共有し、保護者へメールで周知し、注意喚起を行っています。リアルタイ

ムに情報を共有することで、その場所を通過する際に十分に注意することや一時的に通学路の変更を喚起すること、また保護者の不安を解消し、協力を仰ぐことも可能となります。

山間地域にある当町では、過去の出没情報からも、クマがどこにでも出没する可能性があります。クマに遭遇することなく安全に通学できる効果的な対策として考えられるのは、現状、保護者による車の送迎以外は難しい面があります。また、教職員による見回りも大人が見回したから防ぎきれものでもなく、対応が難しいのがクマ対策だと思います。

現状、クマが出没したら、速やかな情報共有などにより対処していますが、町の産業課により行われている鳥獣駆逐用煙火による追い払いや、捕獲用檻の設置などにより、クマを生活圏から遠ざけて、クマに遭遇しない対策を併せて実施していくことも肝要と考えますので、今後とも町産業課や南部署などの関係機関と連携して対応してまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

君子危うきに近寄らずではありませんが、危険な場所には近寄らないようにして身を守るほかないと思います。そのためにも、ぜひ素早い情報共有ができるようお願いいたします。

次の質問です。

文部科学省がクマの出没に対する学校の安全確保について、通知を出しました。学校のマニュアル状況とその内容を伺います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

学校における危機管理マニュアルは、自然災害、火災、不審者事案などの危険が発生した際に教職員が円滑かつ的確な対応を図るため、学校保健安全法に基づき、全ての学校において作成が義務付けられており、町内の各小中学校においても作成されております。

現行の各学校のマニュアルでは、クマ出没を想定した項目は記載されておきませんが、10月30日に文科省から「クマの出没に対する学校及び登下校の安全確保について」の通知が出され、その中でクマ類の出没対応マニュアルや秋田県などにある自治体が行ってきた事例（児童生徒への指導例として、自分の身を守りクマを寄せ付けないための方策やクマに出会った際の対処法、各学校における平時の対応策など）が紹介されており、各学校にもクマ出没対策に活用してもらうべく周知しております。

こうした地域が行ってきたクマ出没対策などを参考に各学校がクマ対策を危機管理マニュアルに盛り込むよう促していく考えです。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

クマ対策の危機管理マニュアルは、児童生徒ばかりではなく、保護者や一般の人にも有効ではないかと思っておりますので、今まで知られてきたこと以外の内容であれば、ぜひ町民にも広めて

ほしいと思います。

次の質問です。

山形では市職員がクマのパトロール中に襲われ重傷を負いました。クマは一般人が対処できる動物ではありません。今年の9月から緊急銃猟制度が施行されました。

発見から発砲までの手順がどのようなものであるか、また本町では猟友会との話し合いや訓練などが行われたのか伺いたと思います。

○議長（伊藤達美君）

若狭産業課長。

○産業課長（若狭秀樹君）

お答えします。

遠藤議員の一般質問でもお答えしましたが、緊急銃猟については、先月に開催された山梨県ツキノワグマ市町村担当者会議において、現在、県でも市町村向けのマニュアル作りを行っており、また、関係機関との合同訓練も計画しているという説明がありました。町でも緊急銃猟に関係する訓練に参加するとともに、物品等の準備を進め、県からのマニュアルが示されたところで、猟友会等関係機関の協力を得ながら、そのマニュアルに沿って、また本町の状況も加味する中で、緊急銃猟の必要が生じた場合には、安全対策に万全を期して、実施の有無を検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

それでは、次の質問の学校の暑さ対策です。

師走に入り寒い日々が続き、今年の夏の暑さを忘れてしまいましたが、今年の夏は歴史に残る猛暑となりました。

甲府市では35度以上の猛暑日が59日となり、過去の記録、令和6年の44日を大きく超え、新記録を更新しました。本町でも猛暑が続き、私たちの生活にも大きな影響を与えています。

そこで、学校で活動している子どもたちに、学習面・特別活動面、行事などですけれども、それから生活面・健康面・遊びなどにどのような影響が出ているか伺いたと思います。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

ここ数年の猛暑により、学校現場においても児童生徒の熱中症のリスクが高まり、授業中の集中力低下にもつながることから、本町の学校には全ての普通教室と特別教室にエアコンを設置し、室温を適切に保つことで学習環境の向上を図っています。

一方、外での活動においては、様々な影響が出ています。学校では暑さ指数を実測しており、数値の高いときには、体育の授業や休み時間、放課後の活動を、外で行えないことがありました。外の部活動も一時中断するか、室内のミーティングなどの活動に変更したこともありました。校庭での遊びも含めて、外での活動が制限されると、児童・生徒の運動量が減り、体力の

維持・向上の視点からも懸念が残ります。

校舎外の学習活動においては、時間を短縮したときもありました。小学校では、運動会は暑さを避けるために開催時期を10月にずらし、取り組みの時間にゆとりをもたせたり、練習時間を気温のあまり上がらない1・2校時に組んだりしました。練習中は暑さ指数の確認を頻繁に行い、こまめに休憩を取り、給水するなど熱中症対策をしながらでしたが、それでも体調不良を訴える児童もいました。中学校では、学園祭のための外の活動時間（リハーサルなど）を午後ではなく、午前中の早い時間にして、そのあとに授業としましたが、活動後の授業で集中力や疲れに多少影響はあると思われます。

学校から以上のような報告がされていますが、学校現場では様々な工夫を凝らし、暑さ対策をとっている現状があります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

今のお答えを聞きますと、やはりこの暑さは様々な部分において影響を与えているようです。学校では、いろいろな工夫をして対処していることがよく分かりました。

次の質問です。

生徒児童が学校で快適に学習するためにはエアコンが不可欠と、先ほどもお答えの中にありましたが、一般教室・特別教室・体育館などの設置状況は、どのようになっているかお伺いします。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

各学校のエアコンの設置状況ですが、先ほどお答えしましたように、普通教室、特別教室には全て設置されています。また、中学校には体育館と柔道場にエアコンが設置されています。小学校3校には設置されていませんが、移動式冷風機を下山小と身延清稜小に各2台、町民体育館を使用している身延小には4台を導入しています。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

次の質問です。

小学校プールの熱中症対策としての屋根設置についてです。

近年の猛暑により、熱中症警戒アラートの発令が増加し、私たちが子どもたちには考えられないほど暑くなったために、水泳の授業にも影響が出ていると聞きます。本町の学校では水泳時間の確保のためにどのような工夫をしているかお伺いします。

○議長（伊藤達美君）

望月学校教育課長。

○学校教育課長（望月俊也君）

お答えします。

近年、猛暑の影響で気温や水温が高くなり、熱中症リスクから水泳の授業が中止になるケースが本町の学校においても出ています。そのような厳しい状況において、学校では次のような工夫をし、水泳の授業時間の確保に努めています。

水泳授業を午前中3校時までの早い時間帯に行う。

プールサイドで暑さ指数の実測を行いながら授業を行う。

20分くらいでプールから上がり、プールサイドの日陰で水分補給と休憩を長めにとる。

授業中はプールに水を入れながら実施し、水温を上げないようにする。

プールサイドへ散水し、プール周囲の気温の上昇を抑える。

紫外線対策でラッシュガードを着たままプールに入る。

以上のような工夫や対策を行いながら、学校では夏季の貴重な水泳授業の確保に努めています。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

次の質問です。

子どもたちは夏休みに学童に通う児童が多くなっています。ところが、猛暑により熱中症警戒アラートの発令が増加し、屋外での活動が制限されています。子どもたちが楽しみにしている、夏休み期間中の学校プールの開設が小学校3校とも本年度は中止されました。

屋外プールへの屋根や遮熱シートの設置により、直射日光を遮ることでプールサイドの表面温度や水温の上昇および紫外線を抑え、熱中症リスクの軽減が期待されます。

今年、東京の豊島区では8校の学校に、プールの上に遮熱シートをかけ効果を上げています。子どもたちの体力づくりと健康と泳力向上の機会を守るため、今後、屋根または遮熱シートの設置をしたらよいのではないかと思います。

まずは、町内の一つのプールに導入し、午前中の早い時間に学童の児童が利用する体制を整えたら良いと考えるが、このような遮熱設備の導入に関する町の見解を伺いたい。

○議長（伊藤達美君）

馬場教育長。

○教育長（馬場泰君）

お答えします。

学校における水泳の授業やプールでの活動は、児童生徒が水に親しみながら、水泳の技能や体力の向上を目的として行われるだけではなく、水難事故等から命を守るための術を身に付ける重要な機会であると捉えています。ところが議員ご指摘のとおり、昨年度は暑さ指数の基準をクリアできず、どの学校でも夏休み中に予定していたプール開設日の3分の2以上が閉鎖となりました。このような結果を受け、本年度は各学校で十分検討した結果、やむなく夏休み中のプールの開設は中止となりました。

一方、授業中の水泳指導については、先ほど課長の答弁にもありましたように、学校現場では様々な工夫を凝らしながら実施し、授業時数も確保できている状況です。

現在、学校プールの遮熱対策として、どのプールにも、プールサイドに日除けの屋根を設けて、日陰をつくり、休憩時などに利用していますが、プール全体を覆う屋根やシートは設置されていないのが現状です。

室内プールの建設や民間施設等の利用のハードルが高い現状においては、ご提案の屋根や遮熱シートの設置も対策案として検討する必要があると考えます。ただ既存のプール施設に屋根や遮熱シートを設置するとなれば、支柱などの構造物の設置や安全性、強風等への備え、また有効性や費用対効果などの視点からの検証が必要となりますので、今後、屋根や遮熱シートの設置も含めた効果的な暑さ対策を、学校の意見なども取り入れながら、検討していく必要があると捉えております。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

児童生徒の夏の楽しみや泳力向上、水の事故防止のためにも、ぜひ水泳をする機会を設ける工夫をしてほしいと思います。

次の質問です。

本町は、全国トップレベルの子育て支援政策を行っております。0歳から18歳までの子育て期間は、とても手厚い支援を行っている。そのため、保護者からはとてもありがたいと感謝の言葉が聞かれます。

ところが、出産を控える夫婦からは分娩時の不安があると聞きます。それは、本町が分娩施設のない分娩空白町だからです。実は、このような町は非常に多く、全国で約1千の市町村に分娩施設が存在しないと報道されています。

原因は、少子化の進行により、分娩件数が減少し、病院の経営が悪化。産婦人科医の不足。24時間365日体制の維持が難しいことが挙げられます。

特に安定した病院経営には年間200人から400人の出産が必要と言われています。年間20人前後の出産数の本町では経営が成り立たないことは明らかです。そのため本町には分娩施設を持つ病院は相当前になくなっていきます。では、この20人の妊婦が利用している分娩施設はどこなのか、場所を伺いたと思います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

令和6年度の町内居住の妊婦数は17人ですが、利用している医療機関のある地域をお答えいたします。

甲府市4施設5人、中央市1施設7人、甲斐市1施設1人、昭和町1施設4人となります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

妊婦数が少ないということは、やはり新生児数が少ないということですね。妊婦数を増やす

ためにも何か手立てがないかと思えます。

そこで次の質問ですが、本町から甲府方面や富士宮方面とも、道のりが40キロメートル以上離れたところには産婦人科がなく、妊婦が片道1時間以上かけて病院に通っています。妊婦の負担はとて大きいと聞いています。

国は、近隣に分娩施設がない場合に、最寄りの診療所などで妊婦健診を受け、分娩時には遠方の病院を利用するセミオープンシステムの活用を推進しています。では、本町ではこのようなシステムを取り入れることができるのか伺いたい。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

まず「セミオープンシステム」のあり方ですが、地元のクリニックまたは病院に産婦人科もしくは婦人科等の診療科目があるが、分娩施設がないため、大規模医療機関と業務提携の上、妊娠34週以降の妊婦健診から分娩までを行うことと解釈しております。また通常分娩ができると見込まれる妊婦が対象となります。

「セミオープンシステム」については、妊婦の希望によるものでなく、医療機関が行う業務提携のシステムであり、主治医が妊婦の状況を斟酌してこのシステムを利用することが条件となります。このことは、診療科目における専門医が配置されることにも左右されますので、町が取り入れるというものではないことをご理解いただきたく存じます。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

ある出産をした夫婦から聞きますと、2人目以上の出産では、陣痛から出産までの時間が早く、病院までの移送時間がかかり、妊婦の不安をあおっていると聞きました。

分娩する病院に宿泊施設を併設するところもあるそうです。分娩施設を備えない市町村が協力して設置をするとか、分娩予定の施設の近くにアパートを借りるための補助を出すなどを行うことができないか、伺いたいと思います。

○議長（伊藤達美君）

遠藤子育て支援課長。

○子育て支援課長（遠藤仁君）

お答えします。

補助金の部分では、「妊婦に対する遠方の産科医療機関等で受診する妊婦健診時にかかる交通費支援事業費補助金」という県から交付される補助金があり、国の基準により、事業が進められています。

基準として、「最寄りの分娩取扱施設まで概ね60分以上」もしくは「最寄りの周産期母子医療センターまで概ね60分以上」と定められており、最も重視されるのは最寄りまで60分以上となります。

最寄りの分娩施設は、身延町北部地域では昭和町にある「田辺産婦人科」、南部地域では富士宮市にある「富士宮市立病院」ですが、標準とする道程で計測した場合、60分以内で最寄り

の施設に到着する想定となっており、その基準を超えないこととなります。

分娩する医療機関は、妊婦さん個人的意思によって選択でき、遠方で出産されるケースもありますが、現状では国・県同様の判断によるところが最も適正で一般的な補助基準であると考
えます。今後も国・県の動向に注視してまいります。

以上です。

○議長（伊藤達美君）

市川司君。

○7番議員（市川司君）

本町は「安らぎと活力あるひらかれたまち」「生まれてよかった 育ってよかった 住んでよ
かったと思えるまち」を目指すと目標にあります。

身延町の人口が少しでも増えるようにするために、妊婦が安心して分娩し、親が、この子が
安全に生まれてきてよかったと言える町にすることも必要ではないかと思えます。

以上で、私の一般質問を終了します。

○議長（伊藤達美君）

市川司君の一般質問を終わります。

本日の一般質問全て終了となります。

日程第3 休会の決定

お諮りいたします。

議案調査のため、12月11日（木曜日）は休会にしたいと思えますが、ご異議ありませ
んか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

したがいまして、12月11日（木曜日）は、休会とすることに決定をいたしました。

以上で、本日の議事日程は終了いたしました。

本日は、これをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

○総務課長（深沢泉君）

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

散会 午後 1時41分

令和 7 年

第 4 回身延町議会定例会

12月12日

令和7年第4回身延町議会定例会（3日目）

令和7年12月12日
午前 9時00分開議
於 議 場

1. 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
日程第2 委員長報告
日程第3 議案第77号 身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第4 議案第78号 身延町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第5 議案第79号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例について
日程第6 議案第80号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第7 議案第81号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議案第82号 峡南広域行政組合格約の変更に関する協議について
日程第9 議案第83号 訴えの提起について
日程第10 議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第5号）
日程第11 議案第85号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第86号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
日程第13 議案第87号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）
日程第14 議案第88号 令和7年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第89号 令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第16 議案第90号 令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第17 議案第91号 令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第18 議案第92号 令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算（第1号）
日程第19 議案第93号 令和7年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）

- 日程第20 議案第94号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）
日程第21 議案第95号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第22 請願第4号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書
日程第23 委員会の閉会中の継続調査について
追加日程第1 議案第96号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第6号）
追加日程第2 発議第6号 再審法改正を求める意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。（12人）

1番	遠藤一彦	2番	望月俊
3番	羽賀勝之	4番	山下利彦
5番	佐野昇	6番	深山光信
7番	市川司	8番	佐野知世
9番	伊藤雄波	10番	上田孝二
11番	遠藤公久	12番	伊藤達美

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(23人)

町	長	望月 幹也	副町長	遠藤 基				
教	育	長	馬場 泰	総務課長	深沢 泉			
総	務	課	主幹	佐野 吏	会計管理者	笠井 和美		
企	画	政	策	課	長	高野 修	交通防災課長	天野 芳英
財	政	課	長	幡野 弘	税務課長	伊藤 剛		
町	民	課	長	曾谷 英輝	福祉保健課長	松田 宜親		
観	光	課	長	青嶋 浩二	子育て支援課長	遠藤 仁		
産	業	課	長	若狭 秀樹	建設課長	佐野 彰		
土	地	対	策	課	長	深沢 暢之	環境課長・上下水道課長	笠井 健一
身	延	支	所	長	加藤 千登勢	下部支所長	望月 融	
施	設	整	備	課	長	佐野 美秀	学校教育課長	望月 俊也
生	涯	学	習	課	長	石部 直樹		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名 (1人)

録音係 青柳 江美

開会 午前 9時00分

○総務課長（深沢泉君）

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

（ あ い さ つ ）

ご着席ください。

○議長（伊藤達美君）

本日は大変ご苦労さまです。

それでは、出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第2 委員長報告。

（1）総務産業建設常任委員会に付託した議案第80号から議案第83号まで、および請願第4号について、委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、佐野知世君。

登壇してください。

佐野知世君。

○総務産業建設常任委員長（佐野知世君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤達美君）

以上で、総務産業建設常任委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

よって、総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（2）教育厚生常任委員会に付託した議案第77号から議案第79号までについて、委員長の報告を求めます。

教育厚生常任委員会委員長、山下利彦君。

登壇してください。

山下利彦君。

○教育厚生常任委員長（山下利彦君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、教育厚生常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤達美君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

次に、（３）予算決算常任委員会に付託した議案第 8 4 号から議案第 8 8 号まで、および議案第 9 4 号ならびに議案第 9 5 号について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、佐野昇君。

登壇してください。

佐野昇君。

○予算決算常任委員長（佐野昇君）

それでは、端末の別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

（以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略）

○議長（伊藤達美君）

以上で、委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

以上で、予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これから、日程に従い討論・採決を行います。

日程第 3 議案第 7 7 号 身延町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第 7 7 号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第77号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第77号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第78号 身延町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第78号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第78号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第78号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第79号 身延町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第79号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第79号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第79号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第80号 身延町職員給与条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第80号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第80号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第80号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第81号 身延町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第81号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第81号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第81号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第82号 峡南広域行政組合規約の変更に関する協議についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第82号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第82号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第82号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第83号 訴えの提起についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第83号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第83号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第83号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第84号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第5号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第84号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第84号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第84号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 議案第85号 令和7年度身延町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第85号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第85号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第85号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12 議案第86号 令和7年度身延町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第86号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第86号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第86号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13 議案第87号 令和7年度身延町介護保険特別会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第87号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第87号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第87号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14 議案第88号 令和7年度身延町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第88号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第88号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第88号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15 議案第89号 令和7年度身延町大八坂及び川尻並びに山之神外十五山恩賜林保護
財産区特別会計補正予算（第1号）

日程第16 議案第90号 令和7年度身延町大久保外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
（第1号）

日程第17 議案第91号 令和7年度身延町姥草里外七山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
（第1号）

日程第18 議案第92号 令和7年度身延町入ヶ岳外二山恩賜林保護財産区特別会計補正予算
（第1号）

日程第19 議案第93号 令和7年度身延町西嶋財産区特別会計補正予算（第1号）

以上の5議案については、財産区の補正予算案でありますので、一括して討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第89号から議案第93号までは、一括して討論、採決を行うことに決定いたしました。

これから、議案第89号から議案第93号までを一括して討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第89号から議案第93号までを一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第89号から議案第93号までは、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20 議案第94号 令和7年度身延町水道事業会計補正予算（第3号）の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第94号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第94号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第94号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21 議案第95号 令和7年度身延町下水道事業会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第95号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第95号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、議案第95号は、委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22 請願第4号 「再審法改正を求める意見書」採択に関する請願書の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(な し)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第4号を採決いたします。

お諮りいたします。

請願第4号に対する委員長の報告は、採択すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり、決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、請願第4号は、委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

日程第23 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長および議会広報編集委員会委員長から、委員会において調査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、定例会資料4ページから7ページまでのとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りいたします。

本日、補正予算案1件および請願第4号の採択に伴い、意見書案1件が提出されました。

この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出された案件を本日の日程に追加することに決定しました。

ここで、追加議事日程の配布のため、暫時休憩といたします。

再開は9時55分とします。

休憩 午前 9時47分

再開 午前 9時55分

○議長 (伊藤達美君)

それでは、再開をいたします。

追加日程第1 議案第96号 令和7年度身延町一般会計補正予算(第6号)を議題といたします。

町長から追加提出議案に対する説明を求めます。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

それでは、追加提出議案について、ご説明を申し上げます。

議案第96号 令和7年度身延町一般会計補正予算(第6号)であります。

歳入歳出予算の補正の第1条をご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,518万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,524万3千円とするものであります。

これにつきましては、物価高対応子育て応援手当支給に要する経費であります。

補正予算の内容につきましては、このあと、財政課長よりご説明を申し上げますので、ご議決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長 (伊藤達美君)

次に、担当課長から内容説明を求めます。

幡野財政課長。

○財政課長（幡野弘君）

議案第96号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきまして、概要書により説明をさせていただきます。

議案第96号 令和7年度身延町一般会計補正予算（第6号）につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,518万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億1,524万3千円といたします。

歳入予算について、補正額の理由について説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金、物価高対応子育て応援手当支給事務費補助金18万9千円および物価高対応子育て応援手当支給事業費補助金1,500万円を計上いたします。これは、11月21日に閣議決定された総合経済対策における0歳から高校3年生までの子どもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当を支給する補助金であります。

歳出予算について、補正額の主な理由について説明いたします。

3款民生費、2項11目物価高対応子育て応援手当支給費、細目1物価高対応子育て応援手当支給事務費18万9千円を計上いたします。これは、物価高対応子育て応援手当支給に要する事務費であります。

細目2物価高対応子育て応援手当支給事業費、負担金、補助及び交付金（補助金）1,500万円を計上いたします。これは、物価高対応子育て応援手当であります。

以上、議案第96号の概要説明とさせていただきます。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で、町長および担当課長の説明が終わりました。

それでは、これから質疑に入ります。

議案第96号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で議案第96号の質疑を終わります。

続いて、議案第96号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論を終わります。

これから議案第96号の採決をいたします。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

（ 挙 手 全 員 ）

挙手全員であります。

よって、議案第96号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

追加日程第2 発議第6号 再審法改正を求める意見書案を議題といたします。

提出者から本件について説明を求めます。

遠藤公久君、登壇してください。

遠藤公久君。

○11番議員（遠藤公久君）

発議第6号

令和7年12月12日

身延町議会議長 伊藤達美殿

提出者

身延町議会議員 遠藤公久

賛成者

身延町議会議員 伊藤雄波

身延町議会議員 深山光信

再審法改正を求める意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由であります。

えん罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。えん罪被害者の人権救済は、人権国家を標ぼうするわが国にとってはもちろん、地域住民の人権を護る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題といえる。えん罪被害者を一刻も早く救済するために、再審法を速やかに改正すべきであり、別紙「再審法改正を求める意見書」を国の機関に対し提出する。

これが、この議案を提出する理由であります。

意見書案につきましては、次のページのとおりであります。

以上であります。ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（伊藤達美君）

以上で提出者の説明を終わります。

遠藤公久君はその場でお待ちください。

これから発議第6号の質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、発議第6号の質疑を終わります。

遠藤公久君は自席にお戻りください。

これから発議第6号の討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

（ な し ）

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第6号を採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。

よって、発議第6号は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

ここで、町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。

望月町長。

○町長 (望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和7年身延町議会第4回定例会の閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今定例会に私どもが提案いたしました追加を含む提出議案につきまして、慎重なご審議をいただき中で、全てご議決をいただきました。議員の皆さまのご理解、ご協力に敬意を表し、感謝を申し上げたいと存じます。

師走に入り、今年も残すところ3週間を切りました。寒さも一段と厳しく、また何かと気忙しい日々が続きますので、皆さま方には健康に十分ご留意をいただきますようお願いを申し上げます。閉会にあたってのあいさつといたします。

ありがとうございました。

○議長 (伊藤達美君)

ただいま、町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定をいたしました。

会期の5日間、議員各位には慎重に審議をしていただきまして、無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝を申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意をされまして、町政発展のために、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます、これをもちまして、令和7年第4回身延町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦労さまでございました。

○総務課長 (深沢泉君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時10分

上記会議の経過は、委託先（株）東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋男が録音テープから要約し、議会事務局長中山耕史が校正したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署 名 議 員

同 上

同 上